

令和元年第6回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和元年9月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和元年9月10日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 水 原 耕 一  | 2 番 福垣内 邦 治  |
| 3 番 光 本 一 也  | 4 番 中 島 数 宜  |
| 5 番 尺 田 耕 平  | 6 番 竹 爪 憲 吾  |
| 7 番 諏訪本 光    | 8 番 沖 田 ゆかり  |
| 9 番 片 川 学    | 10 番 時 光 良 造 |
| 11 番 民 法 正 則 | 12 番 荒 瀧 穂 積 |
| 13 番 山 吹 富 邦 | 14 番 山 野 千佳子 |
| 15 番 中 原 裕 侑 | 16 番 大瀬戸 宏 樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席委員（0名）

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 内 田 充   |
| 教 育 長     | 林 保     |
| 総 務 部 長   | 宗 條 勲   |
| 危 機 管 理 監 | 貞 永 治 夫 |
| 民 生 部 長   | 時 光 良 弘 |
| 建 設 部 長   | 沖 田 浩   |
| 教 育 部 長   | 横 山 大 治 |
| 建設部技術担当部長 | 林 武 史   |

|            |       |
|------------|-------|
| 総務部次長      | 堀野辰夫  |
| 民生部次長      | 西岡隆司  |
| 建設部次長      | 堂森憲治  |
| 建設部技術次長    | 桑垣誠   |
| 教育部次長      | 隼田雅治  |
| 財務課長       | 桐木和義  |
| 危機管理課長     | 花岡秀城  |
| 地域振興課長     | 西川伸一郎 |
| 税務課長       | 須賀雅彦  |
| 高齢者支援課長    | 西村ゆり  |
| 住民課長       | 立花太郎  |
| 子育て・健康推進課長 | 佛圓至裕  |
| 生活環境課長     | 宗像雅充  |
| 都市整備課長     | 福嶋春樹  |
| 上下水道課長     | 寺垣内栄作 |
| 生涯学習課長     | 榎並正和  |
| 会計課長       | 穂坂俊彦  |



7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 西村隆雄 |
| 議会事務局書記 | 永谷望  |



8. 議事日程（第1号）

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書について

日程第 6 報告第 6 号 一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について

日程第 7 報告第 7 号 専決処分した損害賠償の額の報告について

日程第 8 議案第 4 3 号 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について

日程第 9 議案第 4 4 号 熊野町森林環境基金条例案について

日程第 10 議案第 4 5 号 熊野町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 11 議案第 4 6 号 熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案について

日程第 12 議案第 4 7 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長(大瀬戸) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第6回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、時光議員、11番、民法議員、12番、荒瀧議員の3名を指名します。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より20日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。よって、会期は本日より20日までの11日間とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩します。

(休憩 9時31分)

(再開 9時33分)

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（西村） 諸般の報告をいたします。

6月18日、文教委員会が開催され、熊野第三小学校を訪問し、道徳教育の授業見学及びブロック塀改修工事の現場視察を行いました。

6月19日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第111号の紙面構成と編集スケジュールについて協議をしました。

6月22日、熊野町老人クラブ連合会第8回芸能発表会が町民会館において開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

6月24日、文教委員会が開催され、担当部から、昨年度の主要事業の実績についての報告を受けるとともに、今年度の主要事業計画について報告を受けました。また、小学校の給食の概要について説明を受けました。

6月27日、安芸地区衛生施設管理組合第1回臨時議会が開催され、議長が出席しました。議題は、組合議会の議長及び副議長の選挙ほかで、議長に坂町の川本議長が、副議長に熊野町の大瀬戸議長が選出されました。

6月28日、総務厚生委員会が開催され、担当部から昨年度の主要事業の実績について報告を受けるとともに、今年度の主要事業計画に係る課題等について報告を受けた後、今年度の活動計画について協議をしました。

7月1日、議会全員協議会が開催され、議会からの報告案件3件、協議案件2件について協議をしました。同日、産業建設委員会が開催され、担当部から、昨年度の主要事業の実績と今年度の主要事業計画について報告を受けた後、今年度の活動計画について協議をしました。また、大原ハイツ緊急避難道路を現地視察し説明を受けました。

7月5日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第111号の記事校正を行いました。

7月6日、平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼式が町民体育館で開催され、議長が出

席し追悼の辞を述べました。

7月10日、総務厚生委員会が開催され、委員会の活動計画について協議をしました。

7月11日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第111号の記事校正を行いました。

7月19日、議会運営委員会が開催され、第5回熊野町議会臨時会の議事運営について協議をしました。

7月22日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第111号の最終校正を行いました。

7月23日、第5回熊野町議会臨時会が開催され、執行部からの議案2件と議会からの発議1件について審議をしました。

7月24日、25日、文教委員会が所管事務調査を実施いたしました。徳島県阿南市で津乃峰小学校の防災教育について、また、高知県で実践的防災教育の取り組みについて調査を行いました。

7月25日、広島県中央地域振興対策協議会総会が呉市のクレイトンベイホテルで開催され、議長が出席しました。

7月26日、県道矢野安浦線整備促進協議会及び県道瀬野呉線津江八本松線整備促進期成同盟会の総会がメルパルク広島で開催され、議長が出席しました。

8月1日、議会全員協議会が開催され、議会からの報告案件3件、協議案件1件について協議をしました。

8月8日、総務厚生委員会が開催され、行政視察先、テーマについて協議をしました。

8月22日、広島県中央地域振興対策協議会の令和2年度主要施策説明会が東京のホテル・ルポール麹町で開催され、議長が出席しました。

8月29日、広島県町議会議員研修会がパルテ・ザ・スタイル・オブ・ウェディングで行われ、多数の議員が出席しました。

研修内容は、「地方議会が元気になるために」と題して、ジャーナリスト、梅本清一氏から。また、「人口減社会に期待される議会の役割」と題して、弁護士で早稲田大学大学院の元教授、片木淳氏から講演をいただきました。

8月30日、議会全員協議会が開催され、執行部からの報告案件3件、協議案件3件、議会からの協議案件1件について協議をしました。

9月5日、議会運営委員会を開催し、第6回熊野町議会定例会の議事運営について協

議をしました。

続きまして、議長あてに陳情書が提出されていますので御紹介いたします。事前にお配りしております陳情書・要望書等一覧の資料をごらんください。

6月7日、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情が、宜野湾市民の安全な生活を守る会会長、平安座唯雄氏から提出されております。

6月24日、平成30年7月豪雨の被災者に対する医療費等一部負担金の免除対象期間の延長に関する要望書が、広島県民主医療機関連合会会長、佐々木敏哉氏及び災害被災者支援と災害対策改善を求める広島県連合会、代表世話人、池上忍氏、同じく代表世話人、加賀茂氏、同じく代表世話人、森真理子氏の連名で提出されています。

7月30日、歯科衛生士の就労改善に向けた陳情が、広島県保険医協会理事長、長谷憲氏から提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。7名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに10番、時光議員の発言を許します。時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 皆さん、おはようございます。きょうは多数の傍聴、まことにありがとうございます。10番、時光でございます。

本日、私は通告書にのっとり2つの質問をさせていただきます。

まず、1番目でございますが防災無線の更新についてということでございます。

昨年の豪雨災害では、避難情報の町民への確実な伝達が課題の一つとして挙げられました。その中で、熊野町では熊野町防災行政無線デジタル化整備工事について、公募型プロポーザルが公募されまして8月19日に一次審査、9月6日に二次審査を経て、昨日、契約候補者が日本電気中国支社ですかね、発表されました。こういった中で、現在、進められている防災行政無線デジタル化事業の近況状況について、進捗状況について、更新後の住民への情報提供について、そして、更新までの対応について、この中で、以上3点について御答弁をお願いします。

2番目の質問でございますが、未就学児の道路の安全対策についてということでござ

います。

本年5月8日に滋賀県大津市の交差点で信号待ちをしていた保育園児ら16人が死傷した事件を受けまして、直後から多くの地方公共団体等において安全点検を独自に実施されているということですが、国からも未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の合同安全点検を本年9月末までに実施し、所管機関において10月中旬に結果の概要を集約する予定だということですが、現時点においての本町の町内の道路における未就学児の安全対策について、町内道路の危険箇所の把握等の現在の進捗状況をお聞きします。

以上、2点について御答弁をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 時光議員の2つの御質問、防災行政無線の更新についてと未就学児の道路の安全対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1番目の防災行政無線の更新についてでございますが、現行の防災行政無線は、設備の老朽化及び使用しているアナログ電波が令和4年には発信できなくなることから、平成29年度からデジタル電波化に着手しているもので、平成30年度から令和2年度までの継続費の事業として承認していただき、9月6日に施工業社を選定し、令和3年2月の完了に向けて事業を進めているところでございます。

また、更新後の住民への情報提供につきましては、登録制メールの導入や防災アプリによる発信情報の拡充が可能なシステムを導入いたします。今後、議員全員協議会及び契約締結議案の御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。詳細につきましては、危機管理監に答弁をさせます。

次に、2番目の未就学児の道路の安全対策についての質問にお答えいたします。

ことし5月に滋賀県大津市におきまして、歩道で信号待ちをしていた保育所園児の列に車が突っ込み、園児らが死傷するという痛ましい交通事故が発生し、国において未就学児を中心とした子供が、日常的に集団で移動する経路の安全確保方策を早急に取りまとめ、対策を講じることとされたところでございます。

現時点では、この対策の一つとして、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検を実施することとしております。詳細につきましては、建設部長に答弁をさ

せませす。

〇議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

〇危機管理監（貞永） 時光議員の1番目の防災行政無線の更新についての御質問に詳細にお答えします。

まず、防災行政無線の更新の経緯でございますが、現行の防災行政無線は、整備後20年以上が経過し、交換可能な部品等の供給ができないものもあることから修繕も困難な状況でございます。

また、アナログ電波が令和4年12月からは利用できなくなるとともに、防災行政無線の更新に際して有利な財源である緊急防災・減災事業債が令和2年度で終了する見込みであることなどから、令和2年度未完了を目指して事業を進めているところでございます。

次に、更新に係る業者の選定につきましては、7月18日の公告、8月19日の簡易提案書による1次審査、今月6日の技術提案書のプレゼンテーションによる2次審査を経て、1社を合格、もう1社を次点と決定いたしました。

合格した社の提案内容は、災害対策本部の機能強化については、気象予警報、雨量、河川水位、現場情報などの防災に関する情報を庁舎内で共有するシステム、避難情報の発令に必要な情報を自動で収集し、発令が必要になったときに通知してくれるシステム、避難情報の発令時に一つの操作で複数の媒体に同時に発信できるシステムの導入でございました。また、住民への個別の伝達の強化手段としては、携帯電話への登録制メールやスマートフォンでの防災アプリ、固定電話での音声案内がございました。

今後、決定業者の提案内容をもとに仕様書案を作成した後に全員協議会で説明し、要望などをお聞きした上で最終的な契約内容を固め、契約締結議案の御審議をお願いしたいと考えております。

なお、更新までの避難情報伝達の対応につきましては、既存の伝達方法である町内放送、戸別受信機、携帯電話の緊急速報メール、エリアメール、テレビ、ラジオ、ホームページ、ライン、フェイスブックなどを行うとともに、各自治会や自主防災組織を通じた避難の呼びかけを普及させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 沖田建設部長。

〇建設部長（沖田） 時光議員の2番目の未就学児の道路の安全対策についての御質問に詳細にお答えします。

未就学児の道路の安全対策につきましては、ことし5月に大津市で発生した死傷事故を受け、政府は未就学児を中心とした幼児・子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保を早急に取りまとめ、対策を講じることとし、この対策の初期方策として、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検を実施することとしました。

具体的には、本町では幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援事業所を実施対象とし、まずは各施設ごとに点検を行い、ルート変更など単独でできる対策の検討とあわせて、各施設で単独では対策ができない危険箇所の抽出をしてもらい、これをもとに道路管理者、管轄する警察署と合同で危険箇所の点検を実施いたします。

また、この緊急合同点検において、対策が必要な箇所の抽出を行い、対策が必要と判断された場合には対策案を策定し、対応が可能なものから順に実施することとしております。スケジュールでございますが、現在、各施設単独での点検、検討を終了し、9月末の緊急合同点検に向け、日程調整をしている状況でございます。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 時光議員。

〇10番（時光） まず、防災行政無線の更新についてということでございますが、プロポーザルの進捗状況についてはわかりました。まず、この熊野町のホームページに掲載されている整備工事の工事概要の中に、事業費の上限額は4億4,731万円となっておりますが、その財源はどのようになっておるのでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

〇危機管理課長（花岡） この事業の財源は、緊急防災減災事業債という起債を活用する予定となっております。この起債は借入許可額に対して、70%が地方交付税で措置

されるものとなっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） まあ30%は町の負担ということで、大きな負担になると思います。

このデジタル化工事のシステム概要において、3つのシステムの構築ということがホームページのほうでうたわれておりますけれども、その内容についてちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 現在、要望してますシステムの概要といたしましては、主に職員の事務補助をするシステムの導入を目指しております。

1つ目に、避難勧告等の発令を支援するシステムの構築です。さまざまな気象データを自動で収集し、避難勧告等の発令のタイミングを自動的に的確に職員に伝達してくれる機能を有するシステムです。

2つ目は、ワンオペレーションによる多メディア配信を実現するシステムの構築です。簡単な操作により、緊急メールなどのさまざまな情報ツールに迅速かつ的確に配信し、一時に集中する職員の業務負担を軽減するシステムとなっております。

3つ目は、熊野町災害対策本部と各班の情報を共有する機能を有し、庁舎内の各フロアに情報を表示できるシステムの構築です。災害発生時、スマートフォン等の利用により調査班が収集した情報や避難所の状況を災害対策本部に送信し、本部及び各班に設置した大型モニターに表示して、災害情報の管理・共有をするシステムです。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 大体、概要についてはわかりました。

このデジタル化に更新されるということは、基本的には職員の事務補助と情報の管理

ということのようですが、実際はこのシステムを導入することによって、住民に提供される情報というのは現在と比べてどのようになるのか、ちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） この補助機能を有するシステムを可動することにより、情報整理が容易にできるものと考えております。その情報を迅速に住民の方々に提供することができるようになると考えています。

その一つとしまして、スマートフォン等をお持ちの方には防災アプリを使っていただくことで従来、気象庁や広島県防災Web、それぞれで見ていた雨量、河川水位などはもちろんのこと、将来的には道路状況、河川状況の画像を1カ所で確認していただくように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 大体わかりました。今まで私も広島県の防災Webですかね、それでいつも見ておりましたら、これは町独自のものということで、今ちょっと将来的にはという言葉が入りましたので、その完成したときには同時に全てができるような形にしていっていただけないかという思いでございます。

このデジタル化が更新されても、一応、工事概要の中では屋外拡声支局、いわゆる電柱ですかね。この数は40本でということですが、現在でも特に雨の日は聞こえないという住民の方が多数おられます。今回のプロポーザルの提案の中で、電柱の数とか設置場所について変更等はございませんでしたでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 防災行政無線デジタル整備工事の電柱等の条件につきましては、第2次審査で特定した業者と詳細な協議をすることになりますが、基本的には以前か

ら変更なく、現在と同数の40本で本数の変更は考えておりません。

次に、設置場所でございますが、基本的には同じ場所を考えております。より広い範囲に届くよう、設置位置を変更する必要がある場所も出てくるかと考えております。また、防災行政無線の内容が聞こえづらい場合には、現在と同様に戸別受信機や緊急速報メールなどに加え、希望者に対しては戸別電話の一斉音声発信や今まで以上にスマートフォンを活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） この電柱の数に関しては、やはり拡声機等の品質も向上しているものですから、同じ本数でも聞こえる範囲がふえるというふうに理解させてもらえればいいのかと思います。

ただ、今、ただいまの御答弁にありました希望者に対しては、戸別、固定電話への一斉音声発信ですか、という言葉がありましたが、これ、例えば200軒、500軒、同時に電話をかけるようなシステムなのでしょうか。ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 現在、想定してます固定電話の一斉通知は、希望者からの申し出により電話番号を登録し、避難情報を発令時に登録された電話番号に一斉発信するものです。数の制限はないものと聞いております。受話器をとると避難情報が音声で流れます。また、受話器をとったかどうか確認することができるものとなっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 本当、素晴らしいシステムだと思います。数に限りがなくということ

で、全戸でも電話できるのかなという、きょう日のことですから、そういうシステムがあるのかというふうに思っております。

それでは、スマートフォン等の情報機器の活用ということも言われておりますが、これ、スマートフォンの所持率ですか、なかなかちょっと資料なかったんですが、調べてみますと、総務省は2017年、おとしですけど、全国でスマートフォンの所持率調査というのをしております。これ、県別で出てまして、広島県においての所持率は71%、今、少し増加しておるかと思いますが、これ、割と持っておられるんだなと思いましたが、NTTが去年2018年、全国調査をしております。これ、県別じゃないんですが、年代別で60歳代45%、70歳代31%というので、熊野町においてはもう少し低いのかなと思っております。この高齢者の所持率はまだまだ低いということから、高齢者にはやはり戸別受信機の要望が多いと思われれます。坂町のように無償貸与できればと思いますが、全世帯には費用のかかることなので、せめて東広島市のように避難行動要支援者や高齢者のみの世帯に対して、無償貸与やせめて購入時の補助制度ですね、これを考えていただけないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 戸別受信機の要望があることは承知をしておりますが、デジタル後の戸別受信機を無償で貸与することにつきましては、防災ラジオと比べますと、1台当たりが高額なことや、貸与品の維持管理がおろそかになったり、町外への転出時には返却が必要になることから、無償貸与は適切ではないと考えております。しかし、戸別受信機は緊急時に情報を直接伝える有効的な手段の一つであることから、戸別受信機の購入に際して、高齢者等の負担を軽減することを検討しており、今後、調査を行い、どのような世帯を対象に、幾らの御負担をいただくのか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） その戸別受信機ですね。以前、私もちょっと購入しようかと思ったら、

3万幾らというような非常に高額でありました。ただ、この全国的にこういうデジタル化というのが進んでおる中で、少しは価格も抑えられるのではないかと思いますので、そこらも業者の人といろいろ今後話し合っただけであればと思っております。

この新しいシステムの完成まで1年6カ月あります。従来のアナログ式の今の戸別受信機が少し残っておるということを知っておるんですが、現在も地域で災害のおそれがあるときに避難誘導等の中心になっていただいております自治会や自主防災組織へは、この戸別受信機が配付されてるのでしょうか。また、避難準備等出ると、私もよく東部健康センターへ行くんですが、これらの避難所へ戸別受信機を設置することも、実際、雨降っていると外が聞こえない、東部に関しては外へ立っててもよく聞こえないというような状況なんですけど、こういう情報に関しては、避難所には職員さんいらっしゃいますけど、やはりリアルタイムで戸別受信機を置いておけば情報が入ると思うんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 昨年、他の自治体でデジタル化が行われ、不要となっていた戸別受信機を本町のほうに譲り受け、災害後、大原ハイツにお住まいの方々にお配りしております。その残りが若干ございますが、今後、大原ハイツに戻ってこられる方もおられますので、その方々にも配付することとしております。在庫が十分にある状況ではございません。しかし、先ほど質問にありました自治会や自主防災組織にはいち早い避難誘導を実施していただくために戸別受信機を配付しております。

続いて、熊野町東部地域健康センター等の避難所への戸別受信機の設置ですが、在庫にも限りがございますので、今後、各施設側と協議をしながら進めてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 自主防には配られてるということですが、一部の自主防災組織の方にお聞きすると、まだいただけてないという方もいらっしゃるのので、再度、これ確認していただきたいと思っております。

今の情報伝達手段の一つとして、防災放送再生ダイヤル、電話をして確認をするという町内放送ですね。これでございますが、これ残念ながら周知度が低い。先の地区懇においても、新宮地区でも知らない人が多かった。また、各種自主防災組織の会合に出ても知らない人がまだ多いということなんで、まあ町広報などで随分宣伝してありますが、ちょっとこれも宣伝方法を考えていただきたいと。

その一つの方法として、マグネットシールですかね、よく冷蔵庫なんかに貼る、水のことなら110番とかよく張ってあるのがあるのですが、こんなのを各家庭に配付していただくことはできないでしょうか。これもちょっとお金のかかることなんで全戸配付となると難しいということであれば、要支援者へ、高齢者のみの家庭に配付できないかと思っております。

また、防災無線放送ダイヤルですね。これは逆に多く認知された場合、現在の4回線ですか、これも以前町議の方の指摘で2回線から4回線にすぐふやしていただいたというお話が、経緯がございますが、実際、電話しても通じない状況が今でもあります。そういった場合、ちょっと4回線では足りない状況が発生すると思っておりますが、この回線の増加というのはいかなるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） マグネットシールの全戸配付には、周知方法として一定の効果がありますが、予算的には厳しいところがあります。費用対効果や配付対象者を含め、今後しっかり検討してまいります。

当面の対応といたしましては、ハザードマップや広報など、既存の配付物へ掲載方法を見直し活用していくように改善してまいります。

回線数の増加につきましては、現在のシステムでは4回線が回線数の上限となっているため、更新後のシステムでは回線数がふやせるように協議をしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） ありがとうございます。

更新後の回線数もふえるということなんで、マグネットシートとあわせてよろしくお
願いします。

この公募型プロポーザルが実施されまして、結果が出て発表されましたが、今後、令
和2年度末の完了までの工程について、ちょっと詳しく教えていただけないでしょ
うか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 9月6日に2次審査を行い、1者を特定いたしました。今後、
全員協議会で内容を説明させていただき、御意見などをお聞きした上で、仕様を固め
てまいります。また、同時に契約締結議案の準備も進め、令和2年度中の完成を目指
すものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） なかなか詳しいことは難しいかと思imasるので、この詳細については
今後全員協議会で詳しく説明されるとのことでございますので、その場にて質問させ
ていただきます。

ことは、今のところ幸いにも雨が少なく、例年のような被害は町内には発生してお
りません。しかし、最近全国各地の被害を見てもわかるように、突然線状降水帯が
発生し、どこで大雨が降るか予測もつかない状況です。自主防災組織の強化や防災教
育の場もふえ、住民の皆様の防災への関心も高まっています。公助、共助、自助のほ
かに、最近では近くの人が近くを助ける近助という言葉もよく耳にします。そういっ
た中で災害時の情報伝達の速さと正確さは不可欠なものです。4億4,000万強のう
ち30%でも1億3,400万円の町費を捻出するのですから、さらなる安全・安心の
システムを構築していただくことをお願いして一つ目の質問を終わります。

続いて、2つ目の未就学児の道路の安全対策についてでございますが、この大津市の
事故についてですね、厚生省等からの通知の内容、それと町内の保育園、幼稚園に対
しては町はどのような指示をされたでしょうか。


~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 町内保育園への指導ということですが、大津市の事故を受けまして、令和元年5月10日付で厚生労働省こども家庭局保育課のほうから保育所等での保育における安全管理の徹底についてということで事務連絡がございました。各園にはこの通知を送付しまして周知徹底をしています。

なお、この事務連絡の具体的な内容でございますが、国が示す保育所保育指針、その中に保育所外で活動する際の移動経路の安全確保に関する内容などが記載されています。これを再度徹底するよう各園のほうに周知をいたしました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 保育士の方は人手不足の中、散歩では園児を車道から離れたところを、歩道を歩かせたり、列の前後歩いて園児を見守ったりして、安全には十分配慮されて、命がけで子供を守っておられると思います。実際普段園児を引率して行う散歩などでは保育士の方はほかに何か、園ごとにマニュアルでもつくっておられるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 先ほど申しましたが、国が示す、保育所保育指針、こちらのほうにおいて日常的に利用する公園や散歩の経路等について異常や危険性の有無、道中の工事箇所や交通量等も含めて、点検、記録するなどし、保育士全員で情報を共有するよう示されています。各園では、この指針に基づき安全管理を行っています。

また、マニュアルということですが、散歩などに限定したマニュアルというものは園の独自の判断になりますので作成をしていないところもございます。作成している園のマニュアルを見ますと、カラー帽子をかぶり目立つようにする、職員が列の先頭と最後尾につく、なるべく車道から離れて歩道の端を歩かせる、横断歩道の渡り方を正

しく教えるなどの注意点のほうを明記しています。

いずれにしましても、園児を連れて、集団で保育園を出る、そういった際には保育士は細心の注意をもって引率するよう徹底をしています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 随分、園側としても努力をされているということでございます。

そこで、現在、各施設単独で点検、そして検討を終了したということでございますが、町内において抽出された具体的な危険箇所はどこが挙げられておるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（堂森） 各施設から出された危険箇所の抽出箇所ということでございますけども、独自点検された後に単独で対応できないものということで報告をされております。

具体的には、石神地区の石神交差点の歩道への防護柵が必要じゃないかであるとか、ひかり学園前の交差点の横断歩道の設置であるとか、川角大橋、二河川沿いの大川線のガードレール設置、あるいは東公民館前の信号機の調整などの要望がなされております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 何か所か抽出されているようでございますが、この危険箇所に対しての対策ですかね。やはり、点と面の対策が必要と思うのですが、点といいますか、局所的な対策が必要な箇所として、今のひかり学園、くまの・みらい保育園近くの石神交差点ですか。それと初神保育園の近くの東公民館前の交差点、この2点でございますが、実際、石神交差点については、実際、現地を見てみますと、歩道が狭いためということもあるんですが、信号待ちスペースがほとんどなく、また、縁石もなく、非

常に危険な状態と確認しました。さらに、これひかり学園に確認しますと、これ、ここを利用する頻度というのは1日に1回は最低通ると、園児を連れてということなので、まあ何らかの形でこの交差点何かを設置する必要があるんじゃないかと。また、東公民館前の交差点に関しては、朝は私、時々立って見てるんですが、非常に車の交通量が多い、昼間は少し少ないんですが、前後、信号がないものですから、やはり、猛スピードで車両が走行していきます。この2つの交差点については、早急に防護柵の設置、路肩カラー舗装化、標識、路面表示の設置などの対策をとる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 堂森建設部次長。

~~~~~○~~~~~  
○建設部次長（堂森） 幼稚園、保育所付近などの危険な交差点での安全対策ということでございますけども、防護柵等の設置であるとかといったものが候補的に考えられるかと思えます。これにつきましても今月中に実施を予定しております緊急合同点検のほうを踏まえまして、関係機関、警察等もメンバーに入っておりますので、関係機関と調整をしながら、できるものから順次対策を講じてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~  
○10番（時光） ありがとうございます。

大津市の事故が起きた交差点では、もう6月中旬には市が500万円をかけてゼブラゾーンの設置、交差点内の車を減速させたり、防護柵を設けたとのことでございます。熊野の交差点はまだ事故はないですが、早いうちにこの辺も考えていただきたいと思っております。

続いて、面としての対策でございますが、くまの・みらい保育園より抽出されている川角大橋二河川沿いの大川線についてでございますが、通学時間帯にはここはスクールゾーンが設けてあります。昼間の時間帯に、これは園児の散歩を行うためには、スクールゾーンとは別に、この今回の事件を受けて国が6月に新設する方針を示したキ

ッズゾーンですか。これの導入が必要と思われそうですがいかがでしょうか。また、くまの・みらい保育園、ひかり学園、第二聖徳幼稚園のある熊野団地内に、これも警察庁がこの8月に、来年度当初予算の概算要求に20億200万円を売り込んだということなんですが、ゾーン30というのがありまして、これは10年ぐらい前から全国で、広島県でも設置されてますが、これは区域を定めて、時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じ組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制するというものであります。このゾーン30という安全対策を整備してみたらいかがと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 堂森建設部次長。

~~~~~○~~~~~  
○建設部次長（堂森） 今、議員おっしゃいましたようにゾーン30、まずゾーン30でございますけども、これは熊野町内にも1カ所指定をされたところがございます。これは海田署管内で一つになるんですが、呉地の皇帝ハイツ全体を面で一応設置しておるといふ事例はございます。

また、キッズゾーンにつきましては、ことしの大津の事故を受けまして、そういったスクールゾーンに準じた形でキッズゾーンを設けるということで、ことしの秋をめどに国のほうでも検討されておる状況でございます。いずれにしましても、今回の緊急点検等のデータをもとにされるものというように考えております。いずれにしても、こういったキッズゾーンであったり、ゾーン30というものにつきましては今後の創設される動向も注視しながら、それぞれのゾーンのすみ分けというものも必要かと思っておりますので、こういったものも関係機関と調整して協議してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~  
○10番（時光） キッズゾーン、ゾーン30、いずれにしても、地元の住民の方々と協議をしていただく必要のあるものと思っておりますので、せつかくここで国の予算がつくのでございますから、安全対策ということでぜひとも導入を検討していただきたいと思

っております。

この緊急合同点検ですか。9月末に終わり、行う日程調査中ということでございますが、国の方針としてはその後、10月中に結果の概要を集約し、対策立案を立て、今年度中より順次実施するとされておりますが、町としてもこのスケジュールで動いていただきたいと思うが、一応これは確認です。

また、今回の合同点検は緊急に行われたもので、さらなる安全のために今後もこの点検ですかね、継続していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（堂森） 基本的には、町といたしましても国のスケジュールにのって動いております。今後も、そのスケジュールにのって動く状況でございます。できる対策等につきましても、順次実施できるものからになると思いますけども、順次実施していきたいというように考えております。

今後の継続ということでございますけども、今回はあくまでも緊急で実施をされたという経緯はございますが、これまでの流れを見ますと、今後も継続的には点検等を実施して、定期的にされるものというように考えております。そういった部分も想定しながら関係機関と調整を図っていきたいというように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） ぜひとも継続してやっていただきたいと思います。

いろいろお話を聞く中で、ある園長先生が言われた言葉なんですが、散歩の目的は体を動かすことだけではない。どんなところに危険があり、どうすれば回避できるかをしっかり教えたい。小学生になれば一人で歩く機会がふえるのだからという言葉をお聞きしました。やはり、大切なのは保育士の方が園児を安心して外に連れていける環境をつくっていくことで、安全確保を園だけに任せるのではなく、行政による安全対策も必要で、小学校の通学路は相次ぐ死亡事故を踏まえて国が全国を点検し、ガードレールの設置など対策が進んでおりますが、この園児の散歩コースに関しては対象外

であり、行政が率先して危険箇所を点検し、対策を検討すべきだと考えております。

あらゆる手段をとって子供たちの命を守る社会を実現していかなければならないと思います。今後の工程の中、引き続き国の動向を注視し、安全対策を進めていただきたいと思います。

最後に町長、お伺いしますけど、この未就園児の安全対策について、改めてもう一度御意見をお聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） このたびの点検対策は、大津市の事故を受けて緊急に実施されるものがありますが、本町では本町でこのような痛ましい事故が起きないように、関係機関と十分に連携を図り、必要な対策を実施するとともに、ソフト面におきましても交通安全に関する啓発活動も充実させ、未就学児に限らず、住民の皆様が安全・安心に暮らせるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） ありがとうございます。よろしくお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で時光議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時35分とします。

（休憩 10時24分）

（再開 10時35分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、1番、水原議員の発言を許します。水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 皆さん、おはようございます。1番、水原耕一です。本日もよろしくお願ひします。

今回の質問は、学校給食の充実の可能性と食育の役割についてです。

2005年に食育基本法が制定されました。食育の基本的な理念を提示した法律です。食育とは食事を通しての教育です。農林水産省の説明によりますと、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎になるものであり、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることとあります。すなわち、食は人間形成にかかわる最も重要な役割を果たしているということです。熊野町も笑顔はな咲く食育プランを策定し、あらゆる方針を出されております。私も食の持つ大切さというものを改めて考え直していかなければと思っております。町民の皆様がさらなる豊かな心と健康を手にできますよう努力してまいりますので、よろしくお願ひします。

そこで、今回の学校給食の充実の可能性と食育の役割についてですが、4項目ほど質問させていただきます。項目の詳しい内容としましては、①温かい給食の提供に向けデリバリー方式の見直しはできないかです。最近の学校給食のデータを見させていただくと、デリバリー方式から自校調理方式や給食センター方式に変更していく自治体がふえてきています。どれも長所と短所があるのですが、熊野町の今の考えとこれからのお考えをお聞きたいです。

②学校給食に地元の農作物や畜産物を最大限利用することができないか。また基盤づくりはできないかです。今でも地産地消に力を入れられていると思いますが、さらにまだ何かできることがないかを考えておられるでしょうか、お聞きたいです。

3つ目、学校給食における食品ロスの対応はどうしているかです。給食の食べ残しの処理方法に何か工夫を考えているのかをお聞きたいです。

4つ目、災害時避難者の方への食事の提供を給食で補うことはできないかです。これは文字どおり、災害があったとき、委託業者との話し合いもありますが、給食提供のシステムの中で少しでも何かできることはないかを考えております。町のお考えをお聞きたいです。以上のことを質問させていただきます。答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 水原議員の学校給食の充実の可能性と食育の役割についての御質問にお答えいたします。

現在の学校給食の提供につきましては、昭和58年に設置されました学校給食設置特別委員会での決定により、外部委託による弁当方式を選択し、小学校においては昭和59年度から、中学校におきましては平成28年度からデリバリー方式の給食を始めております。

また、給食をとるか、あるいは家庭から弁当を持参するかを自由に選択できるようにしており、現在の給食の利用率は、小学校では約79%、中学校では約56%となっております。今後も、地元農産物の活用等を図りながら、適切な給食サービスの提供に努めてまいりたいと考えています。詳細につきましては、教育部長に答弁をさせます。

次に、災害時避難者の方への食事の提供を給食で補うことができないかとの質問につきましては、昨年の災害時には5日間、学校給食委託業者にお弁当をつくっていただきました。このときには、学校が臨時休校となったことから、約500食を発注し、その後は避難者の減少により町内の弁当業者に対応していただきました。

今後も大量の食事が必要なときには、学校給食委託業者への発注も検討してまいりたいと考えております。しかしながら、学校給食に加えて、避難者用のお弁当を発注することになると、食材や容器、人員等の確保の問題もあり、業者との協議が必要と考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 横山教育部長。

~~~~~○~~~~~  
○教育部長（横山） 水原議員の学校給食の充実の可能性と食育の役割についての御質問に詳細にお答えします。

まず、温かい給食の提供に向けたデリバリー方式の見直しについてでございますが、おかずについては食中毒予防のため、文部科学省の示す学校給食衛生管理基準により、調理後すぐに急速冷却することになります。そのため、おかずは冷めた状態での提供



となります。しかし、御飯については、できるだけ温かい状態で提供できるよう保温性のあるボックスに入れて配膳し、汁物も保温性のある容器を使用しているところがございます。

利用率の低下からデリバリー方式の給食を見直す自治体もあるようでございますが、現時点では見直しでなく、現行方式により継続しながら、さらなる給食の充実を図ってまいりたいと考えています。

次に、学校給食に地元の農作物や畜産物の活用、いわゆる地産地消についての御質問については、業務仕様書に発注者と協議して決定した献立及び産地等の指定に基づき、食品を発注するとうたっており、お米については地元の農業協同組合から購入し、月に1回程度、地元でとれた黒大豆を使った給食の提供を行っております。その他の食材については、質・量の確保、調達コスト等により、町内に特化した地元食材の活用には至っておりません。

次に、学校給食における食品ロスの対応についてでございます。給食の食べ残しの処理方法について、特に工夫をしていることはありませんが、食べ残しが多いものについては、食べ残した食材についてはデータをとっており、特に食べ残しが多いものについては、その調理方法について、町の管理栄養士と委託業者の管理栄養士、調理員等で検討、協議を行い、食べやすい工夫をするなどし、残食率を少なくするよう努めているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

まず、温かい給食の提供に向け、今のデリバリー方式の見直しはできないかですが、学校給食の給食提供の方法は、大きく分けて3つあります。一つ目は自校調理方式です。これは学校に給食室を設置して、校内で給食を調理する方式です。2つ目は給食センター方式です。これは複数の学校の給食を一つの調理場で調理し、専用の配送車で各学校へ配食する方式です。3つ目はデリバリー方式です。熊野町はこの方式を取り入れています。外部の給食業者に委託し、民間事業者が持つ調理施設で調理し、各学校へ配送する方式です。どれも長所、短所があるのですが、今、全国の学校給食の

調査結果を見ますと、デリバリー方式から他の方式に変更していく動きが加速しています。その一つの要因として、温度の問題があると思われます。今、熊野町が採用しているデリバリー方式、弁当箱での提供は、先ほども申したように衛生管理上、調理後すぐに10℃以下に急速冷却しなければならないのです。それにより、子供たちは冷めた給食を食べないといけないわけです。その結果、冷たいがおいしくなくなり、食べ残しにつながるという悪循環が生じるんだと思われます。

冷たくして食べたほうがおいしい食べ物であれば冷たくして食べ、温かくして食べたほうがおいしい食べ物は温かくして食べたいものです。こういう条件を変えようと各自治体が動き出しているのではないかと思います。食育の面からして、学校給食の目的は、ただ空腹を満たすことだけではなく、子供たちが栄養バランスを学んだり、食に対する感謝の気持ちを学んだり、日本の食文化を学んだりと、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことだと思えます。それにはおいしいという声が聞こえないといけません。おいしいでないと食育はできないと思えます。温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、子供たちに食べさせてあげたいのですが、ただ、今のデリバリー方式から他の方式の、自校調理方式や給食センター方式に変えると、財政面の問題が出てきます。方式を変えるのはとても難しいことだとはわかっています。そこで、今のデリバリー方式、弁当箱での提供から、デリバリー方式、食缶での提供に変えてはどうかです。食缶とは寸胴鍋のような保温容器に入れ、各学校へ持っていき配膳する方式です。配膳する時間は少しかかりますが、利点として保温性が高いということです。委託業者との調整も大変かと思われますが、今後、食缶への移行を考えられないでしょうか。これならコストも他の方式より少なく済むのではないかと思います。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 食缶でのデリバリーはできないかという御質問でございます。町のほうでは給食の提供について選択制を採用しております。食缶でのデリバリーとなりますと、議員もおっしゃったとおり給食をよそったり配膳したり、また食後の後片づけ等の時間が生じます。家庭から弁当を持参した児童生徒と差が出てしまいます。それと、また昼休憩の時間が短くなるというようなこともございます。そのようなこ

とから、現段階におきましては現行のランチボックス方式のデリバリー給食を継続しながら充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

定期的に学校給食について、アンケートなどを実施しておられるのでしょうか。学校給食をよりよいものにするためには、いろいろな意見を聞いていただきたいのですが、私もいろいろな方から今の学校給食のことを聞きました。仕事など忙しいので給食があつて助かるとの声や、温かい給食を食べさせてあげたいなど、いろいろありました。少しでもよいものにするため、皆さんの声を聞くアンケートの実施をしていただきたいのですがいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 学校給食に関するアンケートでございますが、毎年、新小学1年生、中学1年生になられる保護者の方で希望される方に給食を試食していただいております。そのときに簡単なアンケートを実施しております。御意見といたしましては、少し量が多いように思うや、おかずの品数も多くいいと思った。もう少し塩味があつたほうがいい。薄味でよかった。おかずの味つけはいいが、少し冷めた感じが残念等々、さまざまな意見をいただいております。

その中で一番多く見られたのが、思ったよりもおいしかったという御意見を多くいただいております。小学校では平成22年以降、利用率が80%で推移しております。中学校におきましても開始当初は18.5%だったものが今現在56.2%と利用率も上がってきている状況です。今後、この給食の利用率が低くなる傾向があらわれた場合には、そういった議員御提案いただきましたようなアンケート、児童生徒も含めまして、より多くの方にアンケートを、給食のあり方などを問うアンケートを実施するよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（水原） 先ほどの回答で、アンケートが新1年生だけしかやっていないのが気になります。初めて食べられる人には、その今までであった、食べ続けたことに対してはわからないと思います。ぜひ他の学年にもアンケートの実施をしていただきたいのですが、給食を食べ始めて何年かたって、こんなところを変えてもらいたいなどの意見が出てくると思われます。そういう方に耳を傾けないとよりよいものはつくれません。子供たちの多くは給食を楽しみにしています。それほど食というものは生きていく上で大変意味を持つものです。少しでも改善できるところは改善していただき、今よりももっとおいしいが子供たちから聞ける給食づくりを目指していただきたいです。そうすれば、給食の選択制から全員給食制の切りかえも可能だと思います。ぜひ考えてみてください。よろしくお願いいたします。

1つ目の質問は以上で終わらせていただきます。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

学校給食に地元の農作物や畜産物を最大限に利用することはできないか。また、基盤づくりはできないかですが、熊野町にはたくさん農業にかかわっていらっしゃる方がおられます。農作物をつくられている方、畜産物をつくられている方、いろいろです。何カ所か農産物直売所もあります。そこには収穫されたばかりの新鮮な野菜が数多く並んでおります。熊野町の方々が誠心誠意つくられたものです。そういう野菜や畜産物を町が農家の方と契約して学校給食に使うことができないかです。農家の方々も自分がつくったものや加工したものが学校給食で使われ、子供たちが食べてくれるとなると張り合いも出て、楽しく農業ができるのではないかとと思われるのですがどうでしょうか。

それと、最近若い方の農業への関心が高まっていると思われます。そういう方々に野菜をつくってもらうなど、家畜を飼ってもらうなどして、給食用として町が契約するという仕組みをつくり、定住を促すことができるのではないのでしょうか、そういうことをすれば。と思われます。若い人たちが集まれば、いろいろなアイデアを出てくるでしょう。若い人のエネルギーをどんどん活用できる町でありたいものです。それには生活できる基盤づくりが大切です。そういう考えはどう思われますでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） 地元の農家との契約ということでございますが、学校給食といたしまして、必要なときに必要な食材の量と質、それとコストの調整、これができれば学校給食に利用することは可能であると考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 水原議員。

〇1番（水原） ということは、一般の農家の方々や、若い人たちがその気になり、全てクリアになれば、学校給食の食材を取り入れていく仕組みを考えてくれるということでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 横山教育部長。

〇教育部長（横山） まず、農家の方の御理解と御協力ということがいただきまして、なおかつ食材の質とか量、そういったものが安定的に供給していただくことができるという状況になりましたら地産地消、あるいは食育という面からも検討させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 水原議員。

〇1番（水原） ありがとうございます。ぜひお願いします。

それと、これもちょっと提案なんです、今の町のほうの意見をいろいろ聞きますと、ちょっと受け身受け身になっているのがちょっと気になるんですが、逆に給食の材料をつくっていただける人募集みたいな、外に発信していく仕組みも大切かと思われま。そういうこともぜひ考えていただきたいと思います。

それと、ちょっと次に行きますが、熊野町の統計を見ますと、年々、農業をやられる

方が減ってきています。これはまあ寂しいことです。地産地消に向け、町のほうで何か取り組んでいらっしゃることはあるでしょうか。お聞きしたいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福嶋都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（福嶋） これ、黒大豆のこのみとなるんですけども、昨年度からの新たな取り組みといたしまして、女性農業委員さんを中心としましたボランティアグループの皆さんの協力のもとに萩原地区の休耕地を鳥獣被害対策のモデル圃場として設置しております。昨年度は結果的に黒大豆120株を無事に収穫することができたところです。昨年度はそこで事業は終了だったんですけども、本年度、この農地を広げましてボランティアグループさんに苗代程度にはなりますが、補助金を交付して数をふやして収穫した黒大豆を学校給食に無償提供するという取り組みを行っております。順調にいきましたら10月以降に枝豆として、年明け以降には黒大豆として提供できる予定でございます、今後も事業を継続して休耕地を活用しながらの熊野産の黒大豆を学校給食に提供していきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

それはとてもいい活動だと思います。ボランティアグループの方も自分たちがつくった黒大豆を学校給食に提供できるとなると張り合いが出てくるのではないのでしょうか。これはできる限り続けてほしいものです。こういう団体の方が次々と出てくる町でありたいと思います。

このすばらしい自然に恵まれた熊野町ですが、先ほども申し上げたように年々農業をやられてる方が少なくなっています。農業の大切さや楽しさ、それと食の安全性を熊野町の未来のために、子供たちに農業体験を通じて知ってもらいたいと思います。農家の方々との交流は今あるでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（隼田） 農業体験等ということでございますが、農業体験として地元の農家との交流ということで、熊野第四小学校のほうにおきまして、総合的な学習の時間に地域の農家の方の御協力によりまして、田植えから収穫までという農業体験を実施しております。また、熊野東中学校のほうでキャリアスタートウィーク、いわゆる職場体験なんですけれども、これに地元の畜産農家のほうにいきまして、農業体験、職場体験を実施している例がございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（水原） そうですね。ありがとうございます。いろいろな体験をやられているので、少し安心しました。

先ほどの話にありました黒豆づくりをされているボランティアの方ですが、その方々に対し、農業体験などをさせていただく方向で話を進めていったらどうかと思います。ただ、給食で月1回の黒豆料理を食べるだけではなく、どんなところでどんな方がつくられているかを知ることにも食育に大切なことです。ぜひ考えていただけませんか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 傍聴席の方、私語を慎んでください。お静かにお願いします。傍聴席の方、お静かにお願いします。

福嶋都市整備課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（福嶋） 学校のほうで時間の調整であるとか、移動手段の確保ができれば可能と思います。で、管理していただいているグループの方にとっても収穫のお手伝いなどしていただければ歓迎されるものと思われま。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（水原） ありがとうございます。ぜひ前向きに考えてください。もし実現できたら、私も時間がとれれば連れて行ってください。一応、見てみたいものですからよろしくをお願いします。

それと、これも熊野町をもっと知ってもらうためにやってもらいたいのですが、郷土料理など給食として提供することはありますでしょうか。あれば、どのようなものがありますか。お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 現在、地元の郷土料理に関連しまして、八寸の提供を給食でしております。また、先ほどもございましたとおり、黒豆御飯の提供をしております。それと、あと修学旅行前とかに郷土料理というか、地元ではないんですけど修学旅行先の郷土料理、その地域にちなんだ料理の提供をしているような状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。それもとてもいいことだと思っております。これからも続けてください。

これも地元の料理を継承してもらうためにとても大切なことだと思います。ぜひやられてください。

それと、昔、ちょっと聞いたことなんです、PTAの方々と一緒に八寸をつくる行事があると聞いたのですが、それは今でもやられているのでしょうか、教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 熊野東中学校のほうで一昨年度までなんですけれども、女性会であるとか、あとPTAの御協力を得まして、3年生の生徒が地域の方や町議会の皆様、あと町の三役等をお招きして、生徒がつくった八寸を試食していただく会を催してお

りました。現在では、総合的な学習の時間を活用しまして、やはり同じくPTA、女性会の御協力を得ながら、郷土料理である八寸のほうを調理実習を行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。これも続けられているとわかって、ちょっと安心しました。食育にとって、とても意味があることですので、これからも続けていってください。

以上で、2番目の質問を終了させていただきます。

今度は3つ目の質問に移らせていただきます。

次に、学校給食における食品ロスの対応はどうしているかですが、先ほど答弁の中で、子供たちの給食の食べ残しをデータにとられて、好き嫌いを把握して、次につなげる対応をしていると聞きました。これはとてもありがたいです。しかし、その食べ残しの処理に工夫をしていただきたいのですが、私が今、思っていることは残食を残したものです。これをリサイクルする仕組みをつくり、堆肥をつくったらどうかです。この肥料で子供たちが野菜をつくる、それを給食なり家庭科などで使う、自分たちでつくった野菜を食べる、これも食べ物に対して感謝の気持ちを持つことができます。ぜひ考えていただきたいのですがどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 食べ残しを堆肥に加工してはどうかということでございますが、まず、食べ残しを堆肥に加工することについて、残食を堆肥として生かしていただける業者があれば、そのような方向性も検討してまいりたいと考えております。

次に、その堆肥で子供たちが野菜づくりを行い、その野菜を給食にということでございますが、食材の一部としまして、利用することは可能と考えられますので、仮にそういうことがあれば業者のほうと協議を図りながら検討してまいりたいと考えます。

それと、あと、家庭科の調理実習などでの活用の御提案もございました。現在、熊野第四小学校になるんですけれども、児童が育てたサツマイモを、それを収穫して焼き

芋の会、自分たちがつくった芋を食べる会とかを開催したり、熊野第二小学校では黒大豆の作付をしまして、これも女性会の御協力によりまして、その黒大豆を使った料理を提供していただき、それを児童が食べるといったような取り組みを実施しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

堆肥づくりも、別に業者に頼むような大きいものではなくて、学校内でもできる規模でもいいと思います。とにかくリサイクルの仕組みというものを生徒たちに教えるということが大切だと思っております。ぜひそういうことも含めて検討してみてください。

それと、小学校で行われている焼き芋の会や黒大豆を食べる行事は、先ほどの八寸料理同様、とても意味のあることでありがたいことだと思っております。これも長く続けていってほしいと思いますのでよろしく願いいたします。

それと、少し前の新聞の記事に大雨警報などで休校になるとほかの市町では、その日の給食を破棄すると出ていたのでちょっと驚いたのですが、熊野町ではどのような対応をしているか、ちょっと聞かせてください。お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 給食の停止でございますけれども、これまでは原則前日の午後3時までには業者のほうに給食停止の指示を出しておりました。現在、その業者との協議の中で、ぎりぎりまで待っていただけるように調整を図りまして、調理開始時間のリミットとなります午前6時まで給食停止の判断を待っていただきまして、極力食品ロスがないようにと努めているところでございます。

給食の調理の開始後、午前6時以降、急遽、臨時休業になったというような場合におきましては、その給食をほかに利用できない限り調理に使用した食材は廃棄というようなことになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

朝6時までであれば給食をとめることができることはとてもありがたいです。給食の委託業者の配慮が感じられます。本当にありがたいです。

また、このことも新聞の記事に出ていたのですが、広島市内のほうでは給食の停止判断の返事を前日までに連絡しないと書かれていました。熊野町は6時なんです。休校を決めるのは各市町で7時ごろと書かれていました。これでは広島市内のほうは到底間に合いません。熊野町の休校のタイミングは何時ごろに出されておられるでしょうか、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 休校の判断でございますけれども、原則午前6時の時点で判断をしております。警報発令等、一つでも警報が発令されていれば中学校は自宅待機、小学校は臨時休業ということを原則としております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

これも食品ロスが出なくて済むように考えておられるのでありがたいです。

しかし、それでもつくった後、休校になるケースもあると思われれます。そのときには処分しないといけないわけですが、その処分されるはずであろう給食を避難所に配ることはできないでしょうか。学校が休校になっているときは避難所は開設されているはずですが。これもぜひ考えてもらいたいのですがいかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○危機管理課長（花岡） 廃棄をする給食を避難者にとということでございますが、学校の臨時休校のタイミングにもよると思われますが、警報発令後の1日目で避難所の開設状況と調整がつくようであれば、学校給食を避難所の食事に振りかえることは可能であると思われます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（水原） ありがとうございます。

そういうシステムができれば、熊野町がある意味先駆けになると思われます。広島市内のほうの見本になってくると思われます。ぜひそういうシステムをつくっていただきたいと思います。避難者の方も助かるでしょうし、何といたっても給食、食べ物を捨てなくて済むというのがあります。ぜひ御検討をお願いいたします。

以上で3つ目の質問を終わらせていただきます。

続いて、4つ目の質問に移らせていただきます。

災害時、避難者の方への食事の提供を給食で対応することができないかですが、これも今、災害が日本じゅうで起こっている中、給食の重要性が叫ばれています。昨年、熊野町に起こった災害、平成30年7月豪雨災害の検証結果がありますので、少しチェックしてみました。避難所の開設は7月6日、朝の9時半と出ています。食事のことだけ見ますと、7月6日の夜6時半に非常食と水が配られています。夜9時時点で避難者は562人でした。7月7日は乾パン、アルファ米、水が配られています。このとき、朝5時時点で避難者は1,053人でした。この時点が避難者の人数が一番多かったときです。7月8日は避難者等の食事の調達とだけ書いてあります。そして、7月9日、昼食を弁当にするが、渋滞のため正午に届かずとあります。避難者数は出ていませんでした。7月10日から昼食、夕食はお弁当を中心に提供とあります。被災した際に速やかに町民のほうへの食の提供ができる体制づくりができていれば、渋滞のため、正午に届かずといった事態にならなかつたのではと思われます。今回の災害を教訓に改めて食事への対応を考えたかと思われますが、具体的な対策があればお聞かせください。

〇議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

〇危機管理課長（花岡） 避難所への食事の提供についてということでございますが、自主避難のとき、または警戒レベル3の避難準備、高齢者等避難開始でも食事の提供ができそうにない場合には、避難される方に食事の御用意いただくように町内放送等で周知するようにしています。

また、1日程度の短期の避難の場合には、お弁当などの発注が間に合わないことから、備蓄しています非常食を中心に提供することとしております。さらに長期的な避難生活となる場合には、避難者の状況を確認しながら、非常食から通常職に移行できるように地元業者と連携を行い、お弁当などの提供をしてまいります。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 水原議員。

〇1番（水原） ありがとうございます。

先ほどの町長からの答弁の中で、昨年の災害で7月9日から13日の5日間、学校給食の業者の方にお弁当を提供してもらいましたとありました。私が思っているシステムづくりはそういうことです。町のほうが今回災害により食料の提供を学校給食の業者の方にお願いする提案は素晴らしいことだと思いました。また、業者の方もそれに応えてくれたことが大変ありがたいことです。しかし、私が気になったのは7月9日渋滞のため正午に届かずのところでした。熊野町の学校給食は、阿戸の調理場センターからの提供で渋滞はしないと思っていましたが、阿戸の調理場センターも災害に遭い機能されていなかったのも、広島からの配達だったということなのではないでしょうか。教えてください。

〇議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

〇危機管理課長（花岡） 7月9日の状況でございますが、7月9日はそのような状況でございました。阿戸の給食センターからであれば、指定した時刻に届いていたものと

思われます。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~〇~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

そうであれば、今回のことを教訓に次はもっとスムーズに食料提供ができると思い、安心しました。今後、今の学校給食の業者の方や地元の業者の方、または地元の農家の方々との連携を深めていき、よりよい方策を考えていただけたらと思います。

今回、学校給食の充実と可能性についてで、子供たちへの食育から災害時の給食の役割まで質問させていただきました。私の思いは、食というものは生きる上で最も大切なキーワードだということです。おいしいと笑顔になります。おいしいは心を豊かにさせます。食育を通して学校給食を考えると子供たちのおいしいという声が一番です。それは地域の人々の協力も必要です。お金も必要です。財政面が一番の問題かと思われれます。しかし、食育は教育です。教育はお金がかかるものです。これからの未来をしょって立つ子供たちのために、生涯健康でいられる体の基盤をつくり、豊かな人間性を育んでもらい、熊野町を誇りに思う心を持ってもらう。給食も、他の学業と同じく、同レベルでの教養を身につけられます。その思いが必ず10年先、20年先、熊野町に帰ってきます。熊野町のためになるはずです。決して妥協せず、最大限のお考えをよろしくお願いします。

以上で、私からの質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で水原議員の質問を終わります。

続いて、3番、光本議員の発言を許します。光本議員。

~~~~~〇~~~~~

○3番（光本） 3番、光本一也です。本日は、熊野町の防災・減災対策について質問を行います。記録的な被害をもたらした昨年7月6日の西日本豪雨から1年と2カ月が経過をしました。本町においては12名ものとうとい命が失われました。御遺族の皆様の深い悲しみは今日もまだ癒えておりません。改めまして、お亡くなりになられた方々、御遺族の皆様にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にご心よりお見

舞い申し上げます。

被害の最も大きかった川角大原ハイツでは、新たな避難道路が6月24日に開通し、砂防ダムなど復旧工事も進んでおります。町においては、本町の豪雨災害に対する町の対応について検証を行うため、検証委員会が昨年11月6日に設置をされております。検証委員会では6回にわたる会議で検証が行われ、ことし3月29日に検証結果報告書が作成され、町長に提出されております。

報告書には、町は情報を適切な時期に入手し適切な段階で適切な形で住民側へ提供できていたのか。避難所運営は適切だったのか。及び住民は情報をいつ、どのような方法で受け取り、どのような行動をとったのかについての検証結果を示した後に、今後、今回と同規模の災害が発生したときに、どのような初動対応や避難所運営を行うべきかという観点からの8項目の提言が出されております。今回は、この提言について、町の取り組み状況と今後についてお聞きしたいと思っております。御答弁のほどよろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 光本議員の熊野町の防災・減災対策についての御質問にお答えします。

豪雨災害による犠牲者を二度と出さないために、学識経験者、住民、議会及び行政機関職員から構成される豪雨災害検証委員会を設置し、昨年11月から町の初動対応、避難所運営などについて検証していただき、本年3月に数々の提言をいただいたところでございます。

町といたしましては、この提言を受け、避難情報の発令基準の見直しや自主防災組織の育成などさまざまな取り組みを行うとともに、防災・減災まちづくり会議の開催や防災週間イベントの実施などにより、防災・減災対策を進めているところでございます。詳細につきましては、危機管理監に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 光本議員の熊野町の防災・減災対策についての御質問に詳細にお答えします。

昨年11月から開催された豪雨災害の検証委員会では、町の初動対応、避難所運営、住民の避難行動について検証していただきました。

町の初動対応では、気象情報等の入手と対応、町民への情報伝達について、避難所運営では、避難所の運営と情報伝達が計画どおりできていたかについて、住民の避難行動ではアンケート調査の速報値をもとに住民の避難情報への対応状況について検証作業が進められ、本年3月29日に検証委員会から町長に対して検証結果報告書を提出していただきました。

提言の内容は、今後、防災・減災に向けて町がどのような取り組みを行うべきかを検討されたもので、職員体制や情報の収集と判断及び避難所の運営、防災への取り組みなど8つの項目がございました。

危機管理課では、この提言及び昨年の災害時の反省点などをもとに、職員の参集や業務分担、避難情報の発令基準を見直した新たな水防警戒態勢の体制基準を作成するとともに、防災行政無線のデジタル化更新事業において、情報の収集、災害対策本部内の情報処理能力の強化、住民に提供する情報の確実な伝達及び拡大に取り組むとともに、早期の避難をしていただくために地域での自主防災組織の立ち上げ、育成等に取り組んでおります。

また、避難者の収容においては、避難所開設マニュアル作成に取り組み、段階的な避難所の開設と避難所運営の円滑化を進めるとともに、小中学校では、児童生徒への防災教育に取り組んでいただいているところでございます。

しかしながら、限られた職員で全てのことを同時に完了させることは困難な状況で、避難所の運営に関しての自治会、自主防災組織、ボランティアなどとの協議、ペットスペースの確保、被災史の作成などについては、今後、取り組み方法を検討して、防災・減災対策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 御答弁どうもありがとうございました。

検討結果報告書は、約60ページのボリュームでございます。これですが。

それでは昨年7月6日の状況をたどりながら、報告書の提言の中から、特に重要と私



が考えている情報収集体制について、避難情報等の発令体制について、避難所の開設について、また、自主防災組織の育成等について、防災教育などの項目について、詳しくお聞きしたいと思います。

初めに、検証委員会の報告書では、7月6日の発災日の午後6時30分に災害対策本部を設置したときに退庁した職員に再登庁を呼びかけていない。避難所開設が喫緊の課題であったことから、避難所担当の職員だけを呼び戻して、他の退庁した職員には登庁するよう指示が行われておりません。

県道を初めとする幹線道路が土石流等で渋滞や通行不能になるなど、一たん帰宅した職員が再登庁できないような状況、登庁によってかえって危険となる状況もありました。このような場合は無理して登庁させないことが必要であると私も思っております。情報収集と状況判断を適切に行い、状況に応じた適切な参集体制づくりを早急につくっていただきたいと思っております。

そこで、職員の体制についてお聞きをします。各班の詳細な業務マニュアルの作成や大雨、台風接近時のタイムラインの策定、出水期前の訓練を実施すべきとなっておりますが、この点についてどの程度できておりますか。

また、防災担当者が役場にかかってくる電話対応に追われたため、本来の業務に支障が出た。防災担当者が職務に専念できるよう分離すべきであると提言されております。この点についてもお聞きします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 各班のマニュアルにつきましては、現在、作成中の班もございますが、一部班においては初動マニュアルを作成し実践を通してさらに見直しを行っております。

タイムラインにつきましては、水防警戒態勢基準の中に取り入れています。しかし、マニュアルの作成に時間を要したため、出水期前の訓練につきましては、できていません。また、防災担当の分離につきましては、情報分析班として、他の業務と分離した体制を構築しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~  
○3番（光本） 去年の7月6日の役場内の状況ですが、住民の皆様からひっきりなしに電話がかかっておりました。かかってくる電話対応でパニック状態でございました。気象情報などの分析や伝達を行うべき防災担当職員が、こうした住民からの問い合わせの電話の対応に追われて、本来の業務に専念できていなかった。こういうことが初動対応の混乱を招いた一因であったと考えております。

他の業務と分離した情報分析班を設置されたということですが、訓練もあわせて実施するなど、気象情報などの適切な情報収集、迅速な避難情報の伝達につなげてほしいと思います。

次に、情報収集の取り組みについてお聞きをいたします、

防災担当者が気象庁や県防災Webの雨量、土砂災害メッシュ情報などの収集に専念できていなかったことから、自動で情報を取得し、基準値を超えたら警報を発するようなシステムの構築を図るべきというように提言をされております。どのように対応するのかお聞きをいたします。また、住民からの携帯やスマートフォンを利用した情報提供体制の整備についてはどのようになっておりますか、あわせてお聞きをいたします。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~  
○危機管理課長（花岡） 気象庁や県防災Webなどから防災情報の自動収集については、防災行政無線のデジタル化の更新事業に合わせまして、避難情報の発令判断システムを導入することとしております。また、住民が持たれておられます携帯電話やスマートフォンからの現場写真などが提供できるシステムも同時に構築して、本部で判断活用をしたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~  
○3番（光本） 気象庁や県防災Webなどからの情報、防災情報の自動収集は、防災行

政無線デジタル化の更新作業に合わせてということですが、デジタル化の移行は来年度末になると聞いております。それまでは、先ほどの答弁にありました情報分析班の職員の作業が大変重要になってくると考えますが、そのあたりはどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 引き続き、業務マニュアル等の見直しを継続し、適切に避難情報が出せるように努めてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） くれぐれもうよろしく願いいたします。

次に、発令の判断についてお聞きをいたします。

報告書のほうでは、昨年の避難勧告の発令基準、これが実効雨量の数値など、複数の条件で構成をされてきました。このため、総合的な判断で迷いが生じる余地があったことから、国・県のガイドラインに準じて、土砂災害警戒危険度情報メッシュなどによる発令基準の単純化を図るべきであると提言をされております。この点についてはいかがでしょうか。

また、昨年の災害時には、発令基準には達していたが、避難所の開設を待つて発令をしていたことから、住民をいち早く避難をさせるため発令の基準を超過した場合には避難所の開設を待たずに、直ちに避難情報を発令すべきであると提言がされております。この点についてどのように考えているか、よろしく願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 今年度から避難情報の発令基準は原則気象台の発表する予警報と土砂災害危険度情報のメッシュを組み合わせたもので、複数ある条件の一つでも該当すれば発令するように変更いたしました。また、以前は避難情報は出ているのに、

避難所に行ったら、あいていなかったという苦情を避けるため、避難所の開設準備が整うのを待って、避難情報を発令していましたが、時間と経過とともに状況が悪化することを考え、今年度から原則、基準に達したら、直ちに発令することに変更をいたしました。これに伴い、自主避難所を開設するときには、避難所班の班長を参集させるようにしていますので、基本的には避難情報の発令とほぼ同時に避難所が開設されるようになっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） くれぐれも避難所が混乱しないようお願いをいたします。

先ほどの時光議員の質問の中にありましたが、防災行政無線の更新時についてシステムの内容、町内放送のスピーカーの配置や本数、戸別受信機、さらには防災アプリの活用等の答弁がございました。

このたび、町独自で導入をしようとするスマートフォンでの防災アプリについてですが、先般9月4日付の中国新聞に載っていたと思います。広島市がスマートフォン用防災アプリ、広島県と山口両県の広域都市圏構成市町に参加を呼びかけているスマートフォン用の防災アプリ、これとは異なるものになるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） スマートフォン用の防災アプリについてですが、本町が防災行政無線の更新業務で要望しているアプリと大部分で同じ内容ですが、一部必要としている機能が装備されていないとの情報もありますので、今後、広島市から聞き取りを行い、対応を判断してまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） はい、わかりました。

広島市のほか、またこれも新聞なのですが、尾道市のほうでもポケベルの電波を使った防災行政無線システムを運用するとの報道もありました。熊野町に適した避難情報発信ツールを作成されるようお願いをいたします。

次に、避難者の収容についてお聞きしたいと思います。自主避難や避難準備の段階で地域の自治会館、地区集会所を一時避難場所として自主的な開設を促すことや、帰宅困難者のために大型店舗駐車場等を一時場所として利用できるよう取り組むべきと提言をされております。この点については、どのように取り組んでおられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 避難者の収容についてでございますが、既に自治会が管理するコミュニティセンターや老人集会所、地区集会所を一時避難所として開設していただくように各自治会に依頼しており、数カ所は開設しておられます。しかし、多くの施設は土砂災害警戒区域内にあり、災害に巻き込まれるおそれがあるため、土砂災害発生のおそれがあるときの一時避難所としては開設が難しい状況です。また、大型店舗の駐車場につきましては、順天堂と協定を結び、避難勧告時の利用が可能となっております。なお、地域懇談会でもお知らせしていますが、町が開設する避難所以外にも安全性が確保できる場所であれば、親戚、知人、友人宅も避難場所となりますので、このことにつきましても、さらに情報を発信してまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 大型店舗の活用については非常に重要なことであると思います。社会資源への活用ということは、やはり防災のほうにも行っていただきたいと思います。大型店舗との連携協力を積極的に進めていってください。また、住民の皆様にはしっかりと広報・周知をし、周知を図っていただきたいと思います。避難場所は、町の指定避難所だけではないということを住民の方にはしっかりと周知をしてください。

次に、限られた避難所担当職員を有効に配置するため、避難準備、高齢者等避難開始の段階では、小中学校体育館を除いて避難場所を開設する。段階的な避難場所の開設

の取り組みを検討すべきであると提言が出されております。この点についてはどうなっておりますか。

また、先ほどの答弁にもございました発令基準に達したら避難場所の開設を待たずに直ちに発令する取り組みをしているとのことから、時間外における避難場所の早期の開設のため、地域住民へ開設委託を検討するなど、なるべく発令から時間を要しない開場にすべきであるとの、避難場所開設の迅速化についてはどのように取り組んでおられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 段階的な避難場所の開設につきましては、以前より自主避難所を3カ所開設していました。その次の段階といたしまして、今年度から避難準備、高齢者等避難開始を発令する際には7カ所を開設するようにしております。なお、第3小学校の体育館は土砂災害警戒区域内に指定されたため、土砂災害のおそれのあるときには利用しておりません。

また、時間外における避難場所開設の迅速化のために地域住民に開設委託の検討をしております。どうかということですが、避難準備の段階で7カ所の開設を行っており、早急に避難が必要な避難勧告のときには既に避難場所は開設している状態であり、町内の避難場所は役場から近い場所にあることから、本年6月7日のような急な開設でも15分以内で開設が可能と考えており、現在のところ特段の取り組みは考えておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 15分以内なので、開設可能であるということですが、くれぐれも避難所の開設、混乱しないようによろしく願いいたします。

次に、昨年の災害のように町内で同時多発的な災害が発生した場合には、町や消防、警察の職員が避難誘導することは困難であった。そのため、危険な地域での自主的な避難誘導を行う自主防災組織の設立を促進し、また、防災マップづくりなどの支援を

推し進めていくべきと提言が出されております。

この点については、どのように取り組んでおられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 自主防災組織の設立につきましては、昨年の発災後、山際に団地等があり、土砂災害が発生した場合には多数の犠牲者が出ると思われる地区を土砂災害特別巡回地区として指定し、その地区がある自治会に対しまして、自主避難組織の設立を呼びかけました。現在、14団体にふえているところでございます。

また、防災マップづくりや防災アドバイザー派遣に対する補助金を今年度の新設しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 自主防災組織は14団体。着実にふえているようでございますが、町全域での組織化に向けて、さらに自治会や土砂災害警戒区域、あるいは特別警戒区域にある、特に山際の団地などには早期の設立を呼びかけていただきたいと思っております。

次に、避難行動要支援者についての名簿についてでございます。自主会、自主防災組織に早急に提供をし、地域での支援体制を構築する必要があると提言されております。

この点について、今、どこまで進んでおりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 避難行動要支援者名簿につきましては、3月に避難行動要支援者名簿取扱マニュアルを作成いたしました。それで、本年度から自治会や自主防災組織、民生委員や消防団などの各団体に説明を行い、希望する団体と協定を結び、名簿の提供を行っております。現在、民生委員19名と団体は2団体に提供しております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（光本） 答弁のありました名簿の提供と運用について協定を交わした自治会、自主防災組織は2団体のみということです。まだまだ本当に低調のように感じます。その原因と解決策については、どのようなことがあるのでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○高齢者支援課長（西村） 名簿は個人情報でありまして、取り扱い、管理に十分注意して活用していただきたいと御説明をしております。説明した上で希望される団体に提供をしております。個人情報の取り扱いにつきましては、管理する側の責任と負担が発生いたしますので、提供を希望されないという場合もあろうかと思えます。既に自主防災組織での訪問により、地域の状況を把握しており、体制も整っているの必要なよと言われる団体もございました。名簿の提供を受けるための団体内の体制整備も必要ではないか感じておりますので、今後、町といたしまして、そういった面での支援も必要であると考えております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（光本） わかりました。

先日の中国新聞の一面、中国新聞に全国的に災害弱者の名簿提供が進んでいないという記事がございました。今、答弁にありましたが、やはり個人情報の壁、地域の需要等もあるようでございます。

難しい取り組みだとは思いますが、災害時の避難支援が必要な方が早期に避難できるよう町のほうでは引き続き取り組みを進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、避難所の運営についてお聞きをいたします。

避難所運営の詳細な業務マニュアルを作成し、毎年出水期前に職員の訓練を行うべき



というように提言がされております。この点についてはどのように進んでいるのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 避難所の運営についてでございますが、現在、避難所の迅速な開設と避難者の円滑な受け入れを行うために、まず、避難所開設マニュアルを作成し、実践を通して担当職員の参集基準や配置など、さらに見直しを行っております。

避難所運営マニュアルにつきましては、避難をすることを優先といたしましたので、自治会や自主防災組織との避難所の運営協議ができておらず、作成に至っていない状況でございます。訓練もできておりません。

来年の出水期に向け、避難所開設マニュアルのさらなる見直しを行い、運営マニュアルの作成にも取り組み、協議可能となった段階で避難所単位での自治会、自主防災会と協議をし訓練を行いたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 避難所については、開設マニュアルはできているが運営マニュアルがまだであるということのようです。

昨年の災害発生時に私も職員でしたので、避難所の責任者として従事をしておりました。長期に避難所を運営する中でペットの同伴者、あるいは乳幼児、小さい赤ちゃんをお連れの世帯、一緒に避難される方も多数おられました。避難所生活について長期でございますので多くの課題がありました。そうした点についてもしっかりと運営マニュアル等をつくる時自治会、当事者の方の御意見を踏まえて作成をしていただきたいと思っております。

最後の質問です。小中学校での防災教育の充実について、どのように取り組んでいるのかお聞きをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

～～

○教育部次長（隼田） 学校における防災教育についてでございます。小学校ではオリジナルのハザードマップ、あと防災ハンドブック等の作成を行い、児童、教職員だけでなく保護者も一緒に避難訓練を行うといったような取り組みをしております。災害を自分のこととして捉え、いざというとき、どのように行動をするかといったようなことを学んでおります。

また、中学校におきましては、災害の発生する仕組みでありますとか、警報レベルに応じた具体的な避難方法を学んでおります。災害にとるべき行動の想定や、有事の際の安全確保を確認する等の取り組みを通じまして、自分の命は自分で守るといったようなことを学んでおります。いずれにしましても避難の3原則であります想定に捉われるな、そのときの最善を尽くせ、率先避難者となれということを通じて学びながら、自分の命は自分で守ることが他者の命も守ることにつながるということを今後もしっかりと教育してまいりたいと考えております。

以上です。

～～

○議長（大瀬戸） 光本議員。

～～

○3番（光本） ありがとうございます。

今の答弁について、ちょっと具体的にお聞きをいたします。

避難訓練を含め、それぞれの各小学校、中学校の防災教育については、これ全学年で実施をされていますか。

～～

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

～～

○教育部次長（隼田） 避難訓練でございますが、各小中学校におきまして、全学年で行っております。地震、火災を想定した避難訓練、これを年2回ほど行っております。

また、各教科で防災教育に取り組んでおります。例えば社会科であるとか理科であるとかといったようなものです。対象としましては、小学生は主に5、6年生、中学校におきましては主に2年生で実施をしているような状況です。

そのほか、今年度、熊野第二小学校では保護者を含めた全校で防災士の講演を受け、

研修を受講しまして、避難所である東部地域健康センターのほうに一緒に歩いて避難をするといったような訓練を行っております。

また、熊野第三小学校におきましては、全学年で災害時の避難についての話し合いというような取り組みを行っております。今後も防災教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ありがとうございました。

全学年で実施をされている。特に保護者と一緒の訓練、講習会等は非常にいいことだと思います。学校における防災教育について、子供に対する防災教育については、大変重要であるというふうに考えており、また、一緒にやるということは効果的であると考えております。

学校で学んだことを家庭で親や兄弟と話し合うということで、家族ぐるみで防災意識を高めていくということが期待できると思います。教育委員会においては引き続き取り組んでいただくようお願いをいたします。

さて、ことしも各地で台風やゲリラ豪雨による災害が発生をしております。都市部でも農村部でも非常に大きな被害が出ております。また、地震による被害も発生をしております。本町において発生した昨年の豪雨災害、これ50年、100年に一度の災害であると言われておりましたが、近年の状況から、いつまた発生するかわからないという状況でございます。

このたびの検証結果及び検証委員会の提言を踏まえ、防災減災に向けて、職員が適切で素早い行動がとれるよう、また、住民においては災害に対する危険性、避難情報に対する理解の向上、早期の避難行動につなげるなど、自分の命は自分で守るという自助、そして、御近所同士、地域内での助け合い、共助の醸成を図っていただくことを町にはお願いをし、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で光本議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時30分からとします。

(休憩 11時54分)

(再開 13時30分)

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 沖田ゆかりです。私からは学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取り組みについてお伺いいたします。

連日の児童虐待報道に胸を痛め、なぜ幼い命を救える機会を逃してしまったのかと非常に残念で仕方がありません。本年1月、千葉県、野田市において、10歳女児の死亡事案が発生いたしました。父親から虐待を受けていた小学校4年生の女の子が首をわしづかみにされたり、冬場に冷水のシャワーを浴びせられたり、夜中に眠らせずに立たされていたなどの暴行を受け死亡いたしました。

この事案を踏まえ、子供の安全を最優先に全国の公立小中学校、教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて緊急点検をすることが関係閣僚会議において決定されております。そこで熊野町では虐待が疑われるケースについて緊急点検が行われているのかお伺いいたします。

次に、6月議会におきまして御答弁がございました学校関係者、福祉事務所、児童相談所等で定期的に会議を開き支援内容を決定している、要保護児童対策地域協議会の現状と課題についてお伺いいたします。

次に、学校、教育委員会は、児童相談所や警察と虐待ケースの対応マニュアルを作成し共有しているのかお伺いいたします。

以上、3点について詳細な答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 沖田議員の学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取り組みについてお答えいたします。

本町における児童虐待防止対策につきましては、民生部子育て・健康推進課を主管課として、対象児童が小・中学生の場合は、学校現場や教育委員会とも連携して対応に当たっております。

御質問のうち、先般行われました緊急点検の内容につきましては教育部長に、また、要保護児童対策協議会に関する事、及び虐待対応マニュアルに関する事につきましては民生部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 横山教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（横山） 沖田議員の学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取り組みについての御質問の1点目、虐待が疑われるケースについての緊急点検についてお答えします。

本年2月に国から児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について調査依頼があり、熊野町でも緊急点検を実施したところでございます。

この調査は、平成31年2月1日から2月14日までの間に、一度も登校していない児童・生徒を対象とし、期間内に教職員等が面会したか、また面会できなかった場合、児童虐待対応担当課や児童相談所等の関係機関と情報共有を行ったかなどについて報告するものでございます。

熊野町で対象となった児童・生徒は15名で、そのうち調査期間中に面会できなかった児童・生徒が1名おり、この児童・生徒の情報は関係課と共有を図った旨の報告を行っております。

児童虐待が疑われる場合は、学校、熊野町教育委員会、民生部子育て・健康推進課で連携、情報共有し、状況によっては海田警察署や広島県西部こども家庭センターなどの関係機関とも連携し、児童・生徒の見守り、対応に努めているところでございます。

虐待のわずかなサインを見逃すことのないよう、児童・生徒がいつもと変わった様子がないかといったことを注視しながら、今後も関係機関との連携を密にし、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光民生部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部長（時光） 沖田議員の御質問のうち、2点目、要保護児童対策地域協議会に関する事と3点目、虐待防止マニュアルに関する事の御質問にお答えいたします。

まず、要保護児童対策地域協議会の現状と課題でございますが、要保護児童対策地域協議会とは、児童の権利を守り、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期解決を目的として、児童福祉法の規定に基づき設置をするもので、本町においては平成17年12月に名称を熊野町児童虐待防止ネットワークとして設置をしております。

構成機関は、広島県西部こども家庭センター、海田警察署生活安全課、熊野町医師会、熊野町民生委員児童委員協議会、熊野町教育委員会などとしており、事務局を子育て・健康推進課にしております。

対象とする案件は、児童に対する身体的虐待、性的虐待、心理的虐待のほか、育児放棄・育児怠慢などの、いわゆるネグレクトなど、児童虐待のケース全般になります。これらについては、必要に応じてケース会議や実務者会議を開き、ケースごとに支援計画を立て、計画にのっとり適宜支援を行っております。なお、子供に命の危険性があるなど緊急性の高い案件につきましては、広島県西部こども家庭センターや警察が直接対応することとなります。

虐待対応の課題といたしましては、これまでは顕在化した虐待ケースには適宜対応してまいりましたが、虐待が顕在化する前の段階で、虐待が疑われる家庭に対して、どのようにアプローチをしていくかという点で、家庭児童相談員のさらなる資質の向上と、早期発見・早期対応に向けた仕組みづくりが課題として挙げられます。

3点目の児童相談所や警察とのマニュアルの共有についてでございますが、児童虐待防止ネットワークとして、虐待対応マニュアルを作成し、構成機関である広島県西部こども家庭センターや警察ともこれを共有し、対応に当たっております。なお、それぞれの機関によって虐待対応の役割が違いますので、詳細につきましては、国が示す子ども虐待対応の手引きにのっとり、各機関が個別にマニュアルを作成し、必要に応じて関係機関が連携して対応に当たっているところでございます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） 緊急点検についてですが、対象となった児童・生徒が15名ということで、そのうち面会できなかつた児童・生徒が1名いらっしゃるということでしたが、この1名に関して再調査では会えたのかどうかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 緊急点検の期間中に児童・生徒に直接面会できなかつた者が1名おります。調査期間後に担任のほうで家庭訪問を行いまして、本人と面会をしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） それでは、この15名に関しては、全て面会確認ができたということなんですけれども、この確認ができた児童の虐待に関する情報の有無についてと、また、虐待が疑われるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

虐待の内容については、具体的に夫婦間のDVを日常的に目撃することによる面前DVによる心理的虐待、または不衛生な環境での生活、また育児放棄であるネグレクトが疑われる保健師による訪問の拒否など、具体的にお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 調査対象となりました15名のうち、虐待が疑われるという児童・生徒につきましては3名おります。その3名につきましては、子育て・健康推進課のほうと情報連携いたしまして、見守りを行っておるところです。

虐待の疑われる内容としましては、いわばネグレクトが2名と、あと言葉の暴力というところで1名おります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 8 番（沖田） この 3 名の確認がとれた後に、具体的にどのような支援が行われているのかお伺いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 教育部次長（隼田） この 3 名につきましては、要対協の案件として上げております。見守りを行っておる状況です。学校側としましては、担任、またはソーシャルワーカーのほうが 1 週間に 1 回は面会に行くということで家庭訪問のほうを実施しているところです。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 議長（大瀬戸） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 8 番（沖田） この 3 名については、現在も引き続き長期欠席をしているということでよろしいですか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 教育部次長（隼田） 不登校の定義でございますが、年間 30 日以上の不登校ということなんですけれども、現在、この 3 名につきましても、1 学期、休みが多く 30 日を超えてる状況でございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 議長（大瀬戸） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 8 番（沖田） 現在のことをお聞きしてるんですけども、よろしく申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～



○教育部次長（隼田） 現在も不登校ということで学校のほうを休んでおります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） この野田市の女児虐待死の事案においては、小学校から児童相談所に長期欠席しているとの情報が共有されておりました。熊野町では不登校の児童・生徒の情報を子育て・健康推進課や西部こども家庭センターと共有されているのかどうか伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 先ほども申しました。この3件につきましては、要保護対策協議会のほうに案件として上げております。その中で子育て・健康推進課及び西部こども家庭センターのほうと情報共有はしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 今回は15名対象の中で15名会えたということで安心いたしましたけれども、もしも、会えなかった場合の対応というのが考えていらっしゃるのかどうか、伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 会えなかった場合についてでございますが、即座に虐待が疑われるということで情報共有、通告という手段をとります。関係機関、子育て・健康推進課でありますとか、西部こども家庭センターのアドバイスを受けながら、学校としても対応しているところです。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○8番（沖田） これは兵庫県、明石市で取り組んでいらっしゃる事なんですけれども、会えなかった児童・生徒がいらっしゃる場合には、児童手当の振り込みをとめて、子供を連れてきたら、現金で手渡しをするといったような方法もとっておられるそうです。こういった方法も考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

野田市の児童虐待致死事案において、この女児は小学校で行われたアンケートに「お父さんに暴力を受けています。夜中に起こされたり、起きているときに蹴られたりたたかれたりしています。先生、どうにかできませんか。」と回答していただいたため、児童相談所が一時保護をしていました。しかし、このアンケートのコピーを女児に無断で教育委員会は父親に激しく要求されたという理由のみで渡してしまいました。絶対にあってはならないことです。

教育委員会の秘密保持の認識が不十分であったため、学校、教育委員会等の職員に関して守秘義務を課すとの法改正が行われています。この点については熊野町では徹底されているのでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○教育部次長（隼田） このたび、そういう野田市の事件がありまして、法改正が行われました。それ以前でもございますが、熊野町のほうでは要対協でチームを組んでおります。その中で、守秘義務というのは必ず守らなければいけないということで周知徹底をしているところでございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○8番（沖田） よろしく願いいたします。

この保護者が威圧的であっても、そうでなくても守秘義務は絶対漏らさないよう危機

意識を持って取り組んでいただけますようお願いいたします。

また、職員も身の危険を感じることもあると思われます。庁舎内には警察OBの方もいらっしゃいますので、そういった方との連携をとって対応に当たっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、要保護児童対策地域協議会についてですが、昨年広島県に寄せられた熊野町の児童虐待相談対応件数は22件と伺っておりますが、対象児童年齢、虐待種別など、具体的にお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 昨年度1年間で22件の通報がございました。22件の内訳ですが、身体的な虐待が17件、心理的虐待が4件、ネグレクト、いわゆる育児放棄ですが、これが1件でございました。

で、年齢別と伺いますか、年齢別で見ますと未就学児が7人、小学生が11人、中学生が2人、高校生が2人というような内訳となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 保護者が虐待を認めない場合や転居を繰り返す等、関係機関とのかかわりを避ける場合にはどのように対応されておりますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） まず、そういった困難事例というケースに関しましては、西部子ども家庭センターのほうにまず通告をいたしまして、対応をしております。なかなか保護者もおって会えないというようなこともございます。そういった場合は、警察のほうとも連携をして対応のほうをしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~  
○8番（沖田） こういったケースについては、ちゅうちょなく一時保護、立入調査するなどの的確な対応をとっていただくことを要望いたします。

また、一時保護解除後、家庭復帰を行う際にはどのような条件のもとに決定をされていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~  
○子育て・健康推進課長（佛圓） 一時保護を切りかえて家庭のほうへ戻すというようなケースですが、西部こども家庭センターのほうにおいて、子育て健康推進課の相談員のほうと一緒に対応しまして、まず、家庭の状況等を保護者のほうからしっかり確認をとりまして、また、地域での見守りという、また学校との見守りというものを確実に行っていくという要対協での支援方法、これを確実に決めまして、今後支援していくというようなことを決めた上で、一時保護を解除し、家庭のほうへ戻すというようなことをしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~  
○8番（沖田） この一時保護解除後に、家庭復帰をしたことによって、また繰り返し虐待を受けている児童もおりますので、慎重に調査をされてから、子供たちを家庭復帰していただきたいと思います。

この相談対応のうち、ほとんどが在宅支援になっていると伺っております。在宅で指導しているケースについては8月31日までに安全確認をするようになっておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~  
○子育て・健康推進課長（佛圓） 要保護児童対策協議会のほうで支援計画のほうをつく

っております。その中で見守り支援ということを決めております。在宅でのその支援という家庭につきましては、定期的に相談員のほうが家庭を訪問しまして、状況のほうを確認しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） はい、ありがとうございます。

8月末には、鹿児島県出水市において4歳の女児がしつけと称して暴行を繰り返され、命を奪われました。本年6月に成立した児童福祉法等の一部改正により、体罰の禁止の法定化が行われたばかりでした。このしつけと称して体罰を与えることは禁止をされています。早期発見・早期対応をしていただきますようよろしくお願いいたします。

この早期発見・早期対応に関してですが、熊野町では8月から実施されているこども地域見守り支援ネットワーク事業の現状についてお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） はい。広島県のネウボラモデル事業として今年度取り組んでおりますが、協力事業所として町内15、町外2、合わせて17の事業所と見守りの協定を結びました。7月31日に協定のほうを締結し、8月1日から事業のほうを開始しております。この事業は核家族化が進む中で地域との関係性が薄れているというような子育て世代が多くなっております。そういった子育てに関する地域での目、特に子育て世代にかかわりのある事業所として、コンビニエンスストアであるとか、スーパーマーケット、または宅配事業者さん等、そこらあたりの事業所と提携を結びまして、社会の中で見守りをしていくというような事業を行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 8月1日から実施されているのですが、何か具体的にありましたらお伺

いしたいのですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） まだ具体的にそういった事例の報告というのはございませんが、まだ事業始まったばかりです。まずはどういった点に注意をして見守りをしていくかというようなガイドラインを作成しましたので、そういったガイドラインの徹底ということで、関係、今の協力事業所の皆さんと近いうちに研修等を行って、共有していきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） よろしくお願いたします。

6月議会でも触れましたが、精神保健福祉士や保健師、保育士などの有資格者を配置し、在宅での支援や保護を要する児童や家庭等への専門的、継続的な支援を行う、こども家庭総合支援拠点については、2022年度までに設置を推進するようになっておりますが、どのように取り組んでいるのかお伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 国の定めたプランの中では、2022年度までに全市町村に、こども家庭総合支援拠点のほうを設置することが明記されております。本町においてもそういった準備のほうを始めたばかりでございます。まず、具体的な動きとしましては、先般8月に県が主催をします研修会のほうに参加をいたしました。その中で、設置の要件でありますとか、設営、運営に係る財源の補助メニュー、また設置までのスケジュールなどを確認しております。今後は厚生労働省が示しておりますスタートアップマニュアル、これにのっとって県のほうから助言をいただきながら、適宜準備をしていきたいと考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） よろしくお願ひいたします。

子育て健康推進課においては、母子保健、要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、こども家庭総合支援拠点など、重要業務が重なっており、職員の負担が大きいのではないかと心配をしております。虐待事案に対応する家庭児童相談員は何名いらっしゃるのでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

〇子育て・健康推進課長（佛圓） 相談員の数ですが、現在、子育て・健康推進課に1名ということで対応しております。こういった専門性を有する職務になりますので、保健師のほうを充てております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） 1名ではとても手が回らないのではないかと思います。最低2名は必要ではないかと思いますので、これもまた町長にお願いしないといけません、御検討願ひたいと思います。

この児童虐待防止対策体制総合強化新プランにおいて、新ルールの設定が行われておりますが、学校、保育所等は欠席理由について保護者から説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、市町村、または児童相談所に情報提供するとありますが、熊野町では実施されているのかお伺ひいたします。

〇議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

〇子育て・健康推進課長（佛圓） そういった幼児等がありましたら、子育て・健康推進課のほうに連絡いただくように各施設のほうに連絡をしております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） これは、学校のほうから直接あるんでしょうか。それとも教育委員会のほうでも把握されているのかお伺いたします。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） 子育て健康推進課に通報するとともに、教育委員会のほうにも報告をしていただくようにしております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） また、学校や保育所等と子育て・健康推進課、西部こども家庭センターの間において、子供から直接SOSを出せるような方法を確認するとともに、特に学齢期以降の子供には関係機関の連絡先を伝えておくことも重要であると思いますが、この点についてはいかがでしょう。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） 学校におきましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制を整えておるところでございます。

虐待やいじめなどのあらゆる子供の悩み、不安を受けとめる窓口があることを児童・生徒に知らせるとともに、児童相談所全国共通ダイヤル189などのリーフレットを常に教室のほうに掲示しており、相談窓口のリーフレットについても掲示をしておるところでございます。

以上です。



○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~  
○8番（沖田） 子供たちがスクールソーシャルワーカーのところにSOSを出せばいいのですけれども、ラインなどを活用した、直接誰にも知られることなく、子供がSOSを出せるような方法も考えていただきたいと思います。

3点目の児童相談所や警察とのマニュアルの共有についてですが、これについてはマニュアルをつくり、情報も共有しているということですので引き続き丁寧に対応に当たっていただきたいと思います。

連日繰り返される児童虐待報道を耳にするたびに、関係機関の情報共有ができていれば、幼い命を救うことができたのではないかと残念でなりません。また、情報共有していても最悪の事態に発展するかもしれないとの強い危機意識を関係者全員が持つことが重要であると考えます。最優先すべきは子供の命を守ることであると考えますが、教育長、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 林教育長。

~~~~~○~~~~~  
○教育長（林） この虐待問題でございますが、本当に人の、子供の死にかかわる、命にかかわる問題でございます。絶対にあっちゃんりません。ただ、親と子の人間関係の中、先ほどの言葉にありましたが、子供のしつけと称して虐待という、この境が非常に難しい面がございます。したがって、ある面、非常に見つけにくいのも事実でございますし、個人情報保護法という壁があってはるんですが、いずれにいたしましても、学校の責務というのは虐待があってはいけないので、少しでもそういった動きがあれば、早期発見・早期対応というところを第一に優先していくべきだと考えております。そして、関係機関と情報共有して、絶対に圧力に屈しないということが大切だと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~  
○8番（沖田） 力強いお言葉を大変ありがとうございます。

先ほどの調査の結果にもありましたように、熊野町においては22名の報告のうち、小中学校で、小学校で11名、中学校で2名、高校で2名ということでした。

やはり、小学校が多いというのが現状でございますが、教育長の今の力強いお言葉をお聞きし安心いたしましたので、学校と教育委員会の連携を密にして対応に当たっていただきたいと思えます。

東京目黒区の女児死亡事案について、担当の女性職員は親子関係に配慮し、慎重になっていました。事態を重く受けとめていると涙ながらに語っていらっしゃいます。子育て・健康推進課、学校、教育委員会、関係機関においては、情報共有を図り、リスクの高い事案については強い危機意識を持って、熊野町の子供の命を守っていただきますよう申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で沖田議員の質問を終わります。

続いて、4番、中島議員の発言を許します。中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 4番、中島数宜でございます。

通告書に基づき、本日は2点の質問をさせていただきます。

1点目は民生委員更新状況と、次期更新時までの対策について。2点目がイノシシ被害対策について。それぞれ5項目質問させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、民生委員の更新状況と、次期更新までの対策についてであります。同様の質問は昨年30年の3月の定例議会におきましても同様の質問が出されております。なり手不足の背景であったり、課題は依然として続いているものと思えます。今回は少し、具体的な対策について質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目になります。ことしの12月、民生委員の一斉改選が行われます。自治連合会を通じて、自治会長が新たな民生委員の推薦を5月末までに選出するよう依頼を受けております。私も自治会長として推薦、選出にかかわりましたが7月末になってしまいました。そこで今回の民生委員の更新対象者数並びに8月末の更新者数をお聞きしたいと思えます。

2点目になります。選出に時間がかかっている原因は30年の3月の定例議会において執行部より御答弁をいただいておりますように、今回も社会の高齢化、人口減少、

地域内のつながり感の希薄化、核家族化などが主なおくれの原因ではないかというふうに思いますが、それはやはり、今回もそういう原因になっているか伺います。

このような状況が続けば、本当になり手がなくなるのではないかというふうに危惧しております。今回の更新に当たっての問題点並びに次期更新までの具体的な対策をお伺いします。

3点目になります。民生委員の方の多くは無償ボランティア精神で活動していると認識しております。しかしながら、活動費が少ないのではないかというふうに思っています。国からの活動費は増額は難しいのではないかと考えておりますが、熊野町からの活動費、これの増額が検討できないか伺います。

次に、4点目になります。民生委員の活動内容、報告は高齢化、社会化生活の多様化などにより、活動範囲が多岐にわたり、民生委員の負担が増加傾向にあると思えます。軽減策を伺います。

最後の5点目です。先ほど触れましたように、民生委員の推薦は自治会長が行うことになっております。当然のことながら、自治会員の中から推薦を行っております。しかしながら、本町には約2,000世帯の自治会に入っておられない世帯がおられると思えます。自治会長は当然、その方々へのお願いは行っておりません。

民生委員になれば当然のことなのですが、自治会の民生委員ではなく、熊野町の民生委員であります。そのような意味においても自治会長を含め、熊野町全体で民生委員の選出ができるような仕組みを考えていくべきではないかというふうに思っています。

以上、民生委員関係の御質問です。

2番目の質問に入らせていただきます。

イノシシの被害対策についてであります。本件に関しましても、平成26年ぐらいから毎年、先輩議員の皆様から何度も質問をさせていただき、一定の成果は上がっているものと思っております。しかしながら、依然としてイノシシの被害は続いております。この問題は、先にも後にもと、避けて通れないものというふうに思っております。継続的な対策を講じていく必要があると思っております。また、昨年のもう大雨により、非耕作面積も増加したことも被害を助長する一つの原因として考えられます。私はまだまだ対策が十分ではないというふうに感じております。

具体的な質問に入る前に、町長から被害分析と被害軽減に資する施策を近隣市町と地域住民の方々と連携して、研究と新たな施策の展開を図るとの答弁を何度かいただい

ております。どのような研究なのか、どのような施策なのか、まず、ここから伺いた
いと思います。

1 番目の質問は、平成 30 年度並びに令和元年度の捕獲数と被害状況を教えていただ
きたいと思います。それから 2 点目、有害獣防除用施設設置事業補助金交付要綱とい
うのがありますが、平成 2 年に制定されて以来、主立った見直しがされていないので
はないかというふうに思っております。見直しと捕獲報償金並びに対策補助金、この
あたりの増額を検討していただきたいと思います。

3 点目、捕獲したときに全ての有資格者が殺処分できるとは思っておりません。その
ような場合の殺処分の依頼などについて、連絡体制がどのようになっていますか、
少し聞きたいと思います。

また、死骸なんですけれども、埋めるなどにより処理されていると思いますが、環境
面、場所などで限界があるかと思えます。処分までの保管用の冷凍庫、または焼却
施設の設置を考えていただけないでしょうか。他の市町では設置されているというふ
うに聞いております。

4 点目になります。現在の捕獲有資格者数並びに資格取得の優遇策がありましたら教
えていただきたいと思えます。

最後の質問です。熊野町は、周囲を山林に囲まれております。イノシシの出没を避け
ることは困難であります。考えられる対策をしっかりと進めない限り、山林近くの田畑
は荒らされ、荒廃と耕作放棄がさらに進むことが懸念されます。今までは、電気柵に
よる対策が中心でありました。これは、草刈りなど、きめ細かな管理が必要となりま
す。管理を怠ると進入被害は増加し、被害はさらに広がります。電気柵のモデル圃場
事業を萩原地区で行い成果があったと聞いております。

今後は、複数の山林所有者の理解が得られ、設置環境が整った山林内にワイヤーメッ
シュを設置し、田畑に進入させない、このようなモデル事業を実施されることを希望
します。

山林内に設置することで、田畑の草刈り作業の軽減と耕作面積の維持、電気柵のない
空間の広がりなどにつながるのではないかと思います。これも近隣市町ではこのよう
な対策を実施されていると伺っております。

以上、2 点御答弁のほどよろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 中島議員の2つの御質問、民生委員更新状況と、次期更新時期までの対策についてと、イノシシ被害対策についての御質問にお答えいたします。

1番目の民生委員更新状況と、次期更新時までの対策についてでございますが、民生・児童委員は、地域の身近な相談役として、地域に住む高齢者世帯、母子父子家庭の把握、地域包括支援センターや児童相談所などの専門機関への橋渡しなどについて、御活躍いただいております。

しかし、近年では、地域の高齢化や都市化の進展、高齢者の就労機会の増加により民生委員のなり手不足は顕著となっており、民生委員を取り巻く状況は厳しくなっているところでございます。詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

続きまして、2番目の御質問、イノシシの被害対策についてでございますが、イノシシを含む有害鳥獣被害について、本町だけではなく全国的に増加しており、その対策強化が求められているものと認識をしております。本町におきましては、当初予算の増額や有害鳥獣駆除班員を増員し対応に当たっておりますが、さらなる被害軽減へ向け、研究してまいりたいと考えております。詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 時光民生部長。

~~~~~○~~~~~  
○民生部長（時光） 中島議員の1番目の民生委員更新状況と、次期更新時までの対策についての御質問に詳細にお答えいたします。

本町に民生委員・児童委員及び主任児童委員は、現在、定数48人に対し45人が任命されており、3人の欠員が生じております。本年12月1日の民生委員及び主任児童委員の一斉改選では、欠員3人と今期限りで辞任される方16人を合わせて19人の方の改選が必要な状況です。

改選の手続は、町の推薦委員会を経て、広島県を經由し、国へ推薦を行いますが、現在、民生委員7人、主任児童委員1人の推薦ができていない状況です。

今回、一斉改選に伴う推薦に欠員が生じている主な理由としては、民生委員御本人が高齢により辞任される方が多かったこと、高齢者の就労機会の増加による民生委員活

動に必要な時間の確保ができる人が少なくなったこと。また、高齢者や生活困窮者など、支援者の増加に伴う業務量の増加や、地域での福祉ニーズの多様化・複雑化に伴う負担の増が主な要因であると考えております。今後は、地区社協など地域活動の中で、民生委員活動への協力体制の強化や人材の確保が重要であると考えております。

次に、民生委員への活動費でございますが、活動に必要な交通費、電話代、研修参加費などに充てるための活動費として、一人当たり国から年額で5万9,000円、町からは生活指導員の報酬として、年間で10万8,000円を支給しております。町から支給している生活指導員の報酬の増額でございますが、民生委員の皆さんは無償のボランティアとしての認識のもと、みずからの責務として活動されており、委員の皆さんの意向や近隣市町の状況を踏まえた検討が必要であると考えております。

続きまして、民生委員の役割や負担軽減に対する町の対応についてでございますが、町民から民生委員に相談があったときには、まず役場につないでください。抱え込まないでくださいと伝えた上で担当職員がケースの相談に乗り、関係機関との連携等を通じて解決に努めるなど、できるだけ民生委員に過度な負担をかけないよう心がけております。

また、自治会長を通じて、引き続き、民生委員の推薦をお願いしているところでございますが、自治会からの候補者の推薦が困難な場合は、現役の民生委員さんや地域で活動されている団体等に協力を依頼するなどしているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） 中島議員の2番目のイノシシの被害対策についての御質問に詳細にお答えします。

まず、1点目の捕獲数の実績と被害状況でございますが、熊野町有害鳥獣駆除班の方々の御協力によるはこわなやくくりわな、銃器による駆除活動の昨年度の実績は、イノシシ233頭、タヌキ2頭、アナグマ1頭、シカ1頭の計237頭でございました。イノシシに関しましては一昨年度より73頭、45.6%ふえている状況でございます。

被害状況につきましては、野生鳥獣による農作物の被害状況調査におきまして、昨年

度は被害金額 33 万円、被害面積 47 アールとなっており、被害金額も一昨年度の 19 万 3,000 円から増加しております。

2 点目の捕獲報償金と電気柵等の対策補助金でございますが、現在 1 頭当たりの駆除に対する対価として成獣で 5,000 円、幼獣で 4,000 円を駆除班員に支払っております。電気柵等の対策補助金につきましては、安芸郡 4 町では全て補助率 2 分の 1 で、上限額は 1 万 5,000 円から 3 万 5,000 円となっており、現在のところ熊野町の補助上限額 3 万 1,500 円を引き上げることは考えておりません。

しかしながら、町内の農家は比較的小規模であることから、現在、電気柵の補助要件としております延長 200 メートル以上の基準を見直し、来月から 100 メートル以上に緩和する予定でございます。

3 点目の捕獲後の処分につきましては、駆除班の全員が殺処分しているわけではなく、駆除班内で連絡をとり合っていたいただき、処分ができる班員に応援してもらおうという体制をとっております。

殺処分したイノシシの処分方法は、自家消費、または埋却処分としておりますが、埋却処分は高齢の班員が多くなり、埋却するための掘削作業が体力的にも時間的にも大きな負担となっているため、これを焼却処分することとし、搬出までの腐敗防止対策として、保管用の大型冷凍庫の導入について、現在、駆除班の役員と協議を行っているところでございます。また、焼却施設を建設することにつきましては、用地の確保や膨大な建設費が見込まれることから、現在のところは検討段階にございません。

次に 4 点目の有資格者の拡大施策についてでございますが、現在登録のある有資格者は町内に 28 人おられます。このうち駆除班に加入されている 17 人に対しましては、町が行う一斉駆除の実施隊員として委嘱された場合は、狩猟税の全額免除の手続きをとっており、また、狩猟免許の新規取得者に対しては申請手数料の補助を行っております。

最後に 5 点目のワイヤーメッシュを利用したモデル圃場の計画についてでございますが、現在、町内では広島県、熊野町、JA 安芸、地元ボランティアでワーキンググループを昨年度に立ち上げ、県から資材を借り受けて、萩原地区にモデル圃場を整備し、実証を行っているところでございます。

現時点では、次のモデル圃場の具体的な計画はございませんが、地域ぐるみで土地所有者等がまとまって山際に直線的な柵を設置するなど効果を発揮している他市町の

導入事例や実施後の状況を調査・研究し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 答弁ありがとうございました。

最初の民生委員関係の御質問を再度させていただきたいと思えます。

今回の一斉改正において8月末現在で民生委員、児童委員、主任児童委員、合わせて8名がまだ推薦ができていないという状況であることを伺いました。やはり、なり手不足の解消に向けての抜本的な対策を考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

民生委員の活動、あるいは内容、報告等につきまして、先日、数名の民生委員の方にヒアリングをさせていただきました。これは3年間の活動についてヒアリングをさせていただきましたけれども、その中で平均活動日数がおおむね180日から240日程度、ほぼサラリーマンと同等の稼働日数といえますか、活動日数になっているというふうに思います。また、活動内容になりますが、地域の福祉関係、これが年間約150回程度、それから訪問活動、これが年間100回程度、このような結果になっております。その結果、ほぼ毎日活動記録をしないといけないというふうな状況になっていると思います。この活動記録は随分前から様式になってますが、これは全国の統一様式になっていると思います。高齢化が進む中で今の様式では非常に記入項目が多く、それから作成に苦慮されていると思います。

記入方法の見直しと軽減が図れるように関係機関への改善提案を行っていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） 民生委員の活動記録でございます。こちらは昭和36年度に民生委員、児童委員の活動状況を報告するために活動メモとして作成されたものでございます。現在の活動記録は、活動した日付、活動概要とその分類別件数を記入することになっております。この活動記録は熊野町福祉事務所、広島県、厚生労働省に報告さ

れています。

厚生労働省では全国分の集計をし、厚生労働省が所掌する統計調査であります福祉要請報告例として公表されております。民生委員に関連深い各種福祉施策の企画・立案の基礎資料として活用されているところがございます。民生委員の方には、この活動記録の重要性を再度御説明させていただき、御理解を得たいと考えております。

ただ、この活動記録でございますが、各民生委員が毎月の活動内容を区分別に集計報告書を作成することになっておりまして、この集計報告につきましては、民生委員の方から御相談があれば、町の職員のほうでも対応できるものと考えておりますので、委員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。引き続き、取り組みよろしくお願ひしたいと思います。

次に、民生委員の負担軽減策に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

先ほどの答弁では、民生委員の活動費については増額は難しいと受け取りました。民生委員の活動内容等を考慮すれば、民生委員の労に応えるという意味においても増額をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） 民生委員の活動費でございますが、国からの報償費、年額5万9,000円、町からの報酬が月9,000円の年額10万8,000円となっております。安芸郡3町の状況でございますが、国からの委員報償費は本町と同額でございます。委員報酬につきましては、海田町が月1万2,000円の年額14万4,000円。坂町が月1万1,600円の年額13万9,200円。府中町が月6,900円の年額8万2,800円となっております。今後、近隣市町の状況も注視しながら、活動費の適正化について努めてまいりたいと思っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 中島議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（中島） 民生委員の活動費については、引き続き御検討いただき、ぜひ増額をお願いしたいというふうに思います。

次に、一斉改選に向けた民生委員の推薦であります。自治会のみならず、熊野町全体から民生委員を選出する仕組み、これを検討すべきと考えます。例えば、民生委員選出委員会、これは仮の名前ですけれども、こういった委員会を設立して、みんなで取り組んでいくというふうな意気込みが必要ではないかというふうに思いますが、お考えをお伺いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（西岡） 今回の一斉改選に向けまして、自治会長さんに推薦を依頼しておりましたが、今回、推薦がそろわないというような状況がございます。町といたしましても民生委員選出委員会を含めまして、民生委員の確保に向けた取り組みにつきましては重要であると、必要性があると考えております。他市町の取り組みを広く聴取し、より実効性のある施策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 中島議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（中島） そういった意味で、広く民生委員の選出ができるような仕組みづくりを今後ぜひ検討していただくことを要望しまして、民生委員関係の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続いて、イノシシの対策についての質問を何点かさせていただきたいと思っております。

まず、駆除班員の増員や電気柵設置補助金の要件緩和などを行って、補助後の処理については保管用冷凍庫の導入を検討しているようではありますが、ほかに新たな取り組み、あるいは研究、これをされておられますでしょうか、お伺いしたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 福嶋都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（福嶋） 現在、萩原地区においてモデル圃場を設置しまして、電気柵を張ってイノシシの侵入を防いで、自分の農地は自分で守るという被害を軽減する対策に取り組んでいるところでございます。この圃場の近辺は休耕地も多ございまして、山林に接しておりますことから、イノシシの潜み場になっているものと思われて、目撃情報も多く寄せられております。所有者の承諾が得られればですが、県の森づくり事業補助金を活用しまして、山林の間伐であるとか、草刈りを実施して、バッファゾーンと呼ばれます何も無いスペースをつくりまして、イノシシの潜み場をなくして、人里まであらわれないというような取り組みをしたいと、そういう整備をしたいと考えているところでございます。

ただ、この圃場の上部の山林が、昨年の豪雨災害で砂防堰堤などの計画がございますので、災害対策を優先して、その後に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いします。

次に、被害状況の把握ということで質問をさせていただきます。

毎年の被害状況はおおむね理解というか把握はしております。どのような方法で把握をされているのか伺いたいと思います。

現状の把握方法は、潜在的な被害を含めた精度の高い被害状況は把握できていないのではないかとこのように私は思っております。より精度の高い被害状況を把握して、より適切な対策を実施していくためには、例えば有害鳥獣被害状況調査票、これも同じく仮称になりますが、このようなものを作成をして、全町民に配付して、被害状況を提供していただく仕組みをつくる必要があるのではないかと。それによって制度の高い被害状況が把握できるのではないかと考えております。

そういった意味で、当面、私が住んでいる地域において、パイロット的に農区長であったり、地区の皆様と相談をしながら、この対策を展開していきたいというふうに思っております。このあたりについてのお考えを伺いたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福嶋都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（福嶋） 被害状況の根拠でございますが、農業共済組合のイノシシによる被害面積に、作物のキロ当たり数の収穫標準単価を乗じることによりまして算出をしております。

ただ、農業共済組合の加入につきましては、10アール以上であれば加入することができ、水稻は25アール以上を耕作する方は強制加入とされておりますこと以外は任意の加入となっております。このため、全体の被害状況を完全に把握するということとはちょっと難しい状況ではございます。ただ、住民のほうから被害報告や相談があった場合には現在、駆除班長に報告をして対応に当たっていただいております。その際は、今後、聞き取り調査などによって被害面積などの状況把握はできるものと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。

あと少しなんですが、質問させていただきます。

ジビエの推進という点で、現在の取り組み状況がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福嶋都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（福嶋） ジビエの推進ということでございますが、駆除班の方が所有しておりますジビエ肉の加工施設がございますが、ここでさばいた肉を昨年11月からのふるさと納税の返礼品として活用しております。11月からことしの7月までではございますが、この9カ月間で68件の注文をいただいているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~  
○4番（中島） ありがとうございます。

狩猟免許取得者、これの補助金額をもう少し具体的なお金を教えていただけたら、よろしくをお願いします。

~~~~~  
○議長（大瀬戸） 福嶋都市整備課長。

~~~~~  
○都市整備課長（福嶋） 狩猟免許でございますが、新規の取得には申請手数料で5,200円かかります。このうちの4,000円を今補助をしております。

また、狩猟税でございますが、銃の場合の1万6,500円とわなの場合、8,200円になりますけれども、こちらにつきましては、町が行います一斉駆除の実施単位としまして、委嘱された場合には、それが終了後、証明書を交付しまして全額免除となる手続をとっております。

以上でございます。

~~~~~  
○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~  
○4番（中島） ありがとうございます。

近隣との自治体との連携といいますか、このあたり、熊野のイノシシが矢野のほうに行ったらさよならということになるのか、連携して捕まえに行くのか、この辺がどのようになっているか教えていただきたいと思います。

~~~~~  
○議長（大瀬戸） 福嶋都市整備課長。

~~~~~  
○都市整備課長（福嶋） 現在、海田町とのみではございますが、協定によりまして、捕獲数に制限を設けまして、熊野町の駆除班員が海田町でも活動できますように、また反対に、海田町の駆除班員が熊野町内でも活動できるような措置をとっております。その他の市町との協定は現在のところはございません。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 中島議員。

〇4番（中島） 最後の質問をさせていただきたいと思います。

電気柵の共同設置になりますが、これらの補助金額の見直し、このあたりはお考えはないでしょうか。ごめんなさい、補助基準です。

〇議長（大瀬戸） 福嶋都市整備課長。

〇都市整備課長（福嶋） 電気柵の共同設置というところでございますが、現在、隣の農地と共同で農地を囲うような申請には対応しておりますところで、昨年度も1件、共同設置ということで申請を出された方がいらっしゃいまして、これに対応しとるところでございます。

補助基準の見直しというところでございますが、部長答弁にもございましたが、電気柵につきまして、延長200メートルから緩和して100メートルにするなど、見直しは行っております。今後につきましても町内の農家の実情に合わないというような場合には、近隣市町の状況も見ながら見直しは進めていきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 中島議員。

〇4番（中島） いずれにしましても、この問題は冒頭申しましたように、今後もずっと続いていくもんだろうというふうに思います。

いろいろ考えられる対策を積極的に推進していただくことをお願いいたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長（大瀬戸） 以上で中島議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は2時55分とします。

（休憩 14時45分）

(再開 14時55分)

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて6番、竹爪議員の発言を許します。竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 6番、竹爪憲吾です。

今回は、熊野町の不登校の現状と、どのように対応しているかを伺います。夏から秋へと季節が変わっていくこの時期、子供たちにとっては夏休みが終わり、新学期が始まる節目のときです。テレビ、SNS、電話での相談など、さまざまな媒体でこの時期に学校へ行けなくなり、それを悲観して自殺に至らないように子供たちに手を差し伸べる試みが行われております。

以前から学校へ行きづらくなった子供たちのことが大変気がかりになっておりましたが、ここ数年、全国的にふえてきており、不登校の子供たちは10万人を超え、不登校傾向の子供たちも30万人とも言われるさまざまな検討がなされてきています。

そこで熊野町の不登校の子供たちの現状を伺い、その子供たちへの対応がどのようになされているか伺います。

まず、熊野町の児童・生徒の不登校の現状とこれまでの推移を伺います。

次に、不登校になるにはさまざまな理由があると思いますが、どのような原因で、学校へ行けなくなったか。また、行かなくなったか。子供たちの思いを聞いて、把握できているか伺います。

また、その原因に基づいてどのような対応がなされているか伺います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 竹爪議員の不登校の現状と対応についての御質問にお答えいたします。

熊野町の不登校児童・生徒については、小学校では平成20年以降、おおむね年間4人から5人程度で推移をしております。また、中学校では年間20人から30人程度で推移をしております。

全国的にも、さまざまな要因から不登校に陥るケースがふえつつある状況にあります。今後、不登校の児童・生徒には、学校はもちろん保護者、関係機関と連携しながら適

切に対応してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育部長に答弁をさせます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 横山教育部長。

~~~~~〇~~~~~

○教育部長（横山） 竹爪議員の不登校の現状と対応についての御質問に詳細にお答えします。

まず、不登校の定義でございますが、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いた者とされています。

今年度の1学期末現在は、小学校4名、中学校24名の児童・生徒が不登校という状況にあります。また、過去3年間の推移を見ても、小学校が3名、ゼロ、5名。中学校が18名、22名、37名と、特に中学校は上昇傾向にあるようです。

次に、不登校の原因でございますが、人間関係の悩みであったり、授業についていけない、生活リズムの乱れから朝起きられないといったことや、家族関係や家庭の状況、無気力で登校しないなど、原因はさまざまです。

町では、これらの児童・生徒に対し、担任教員やスクールソーシャルワーカー、町費で雇用している家庭教育支援アドバイザー等が、家庭訪問を行い、本人との面会や保護者とも連携をとりながら、その解消に努めているところです。

不登校の原因が何かを探りながら、学校も教員間で情報共有を図るとともに、児童・生徒がみずからの将来を考え、社会的に自立できることを目的に個別の指導計画を策定し、ケースによってはスクールカウンセラーによるカウンセリングや医療機関への受診を勧めるなどし、その対応、支援に努めているところです。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~〇~~~~~

○6番（竹爪） 今の答弁を聞いて、不登校の子供たちが多いと感じました。不登校の子供たちがふえる傾向にあり、さまざまな取り組みがなされているようですが、先ほど沖田議員の質問の中に児童虐待も入るのではないかなと思っております。



不登校児童・生徒の対応として、スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援アドバイザーなどが対応しているとのことですが、それによって子供たちにどのように変化があるのでしょうか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 成果において、明確に児童・生徒の不登校が解消したという件数は多くございませんが、例えば家から一歩出ることができるようになったとか、スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援アドバイザーのかかわりにより、まずは学校の正門まで来れるようになったとか、一歩ずつではございますけれども、効果が見られていると考えております。

スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援アドバイザーがかかわったら、すぐに状況が改善するようなものではございません。地道な対応でございますが、家庭を訪問し、本人と顔を見て話し、少しずつではございますけれども家から外へ、そして学校へと進むことができるように関係機関、保護者との連携をとりまして対応しておるような状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） わかりました。

不登校の子供たちに対して、学校、保護者、関係機関との連携のもと、対応していることでしたが、新学期が始まるこの時期は不登校や場合によっては自殺という最悪のケースも起こり得る危険な時期ではないかと思っております。新たな不登校の子供が生まれないように、取り組みや対応がなされていたのか、また、自殺予防の点が大きいかもかもしれませんが、先日、広島県の心のライン相談広島県を立ち上げたと新聞報道がありました。学校への周知、そして、児童・生徒への周知はなされたのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（隼田） 議員御指摘のとおり、新学期は長期の休み明けで自殺を含めまして、不登校に陥りやすい時期でございます。

学校ではこの時期、特に子供たちの様子を気にかけて、少しでもこれまでと違った様子や暗い表情をしていないかなどを気にかけておるところでございます。少しでも気になった児童・生徒には声かけを行うなど、子供たちからのサインを見逃さないように注意しているところでございます。

次に、広島県の心のライン相談でございます。これにつきましては、先般、広島県教育委員会のほうから通知がありまして、周知のためのリーフレット、カードを各学校に配付しております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（竹爪） よろしくお願ひいたします。

結果として、新学期が始まった現在、実際に学校に来られなくなった、あるいは来なくなった児童・生徒はいますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（隼田） 現時点では新たに学校を休むようになった児童・生徒はおりません。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（竹爪） はい、わかりました。

できれば、不登校になる子供たちがふえないこと、いなくなるのが望ましいとは思いますが、現状はなかなか難しいと思われれます。そこで気になるのが、不登校、あるいは不登校傾向にある児童・生徒に関して、小学校、中学校、その後、高等学校での

情報共有、連携ができていますかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 不登校、あるいは不登校傾向にある児童・生徒に関する情報の共有でございますが、小学校での状況を中学校へ、また中学校での状況を高校へと情報共有を図っているところがございます。また、逆に高校から中学校へ、今、この児童はこんな様子ですよというような情報も共有を図り、連携を図っておるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） よろしくお伺いいたします。

これからも連携を図って、子供たちを見守っていただきたいと思いますが、学校へ通えなくなると、将来への不安が生まれてくると思います。そこで、全国の不登校の子供たちの中には支援している民間団体、いわゆるフリースクールなど、通っている子もいますが、町内、または近隣にフリースクールなどはあるのか。また、現在、通っている児童・生徒はいるのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） フリースクールについては町内にはございません。近隣でいいますと、広島市安芸区のほうに1カ所開設されているという情報を得ております。

次に、フリースクールに通っている児童・生徒の現状でございますが、現在2名の生徒がフリースクールのほうに通っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） はい、わかりました。

不登校の子供たちを支援するために、2017年、教育機会確保法ができ、国と地方自治体に対して、民間団体との密接な連携を求めており、広島県教育委員会がフリースクールなどの民間団体の調査を実施しているとのことですが、どのような目的で実施され、どのように活かされるのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 広島県がこのたび行っておりますフリースクールに関するアンケート調査でございます。不登校児童・生徒への支援方策を検討するために、本年の8月1日現在において、不登校児童・生徒を支援している民間団体等に対し、その活動や学校との連携の状況について実態調査を行っておるものでございます。

広島県では、このたびの調査結果によりまして、今後の民間団体、その他関係者との連携方策について検討をするということとされておるようです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 不登校の子供たちが学校に行くことができるように対応することは大切なことだと思っておりますが、そのために学校の中に、保健室以外にも学校の居場所をつくること、子供たちの居場所をつくることも必要だと思っております。

例えば、熊野高校では「学びの変革」アクションプランということで、図書室のリニューアルによって居心地のよい場所に変えていく試みがなされています。しかしながら、どうしても学校に行けない子供たちを支えるために、まだ数が少ないと思っておりますが、他の自治体では公共の施設を使って、民間団体やNPO法人と連携し、公的な支援で運営しているフリースクールや子供たちの居場所があると聞いております。民間フリースクールに通いたくても、家庭に経済的な負担がかかることもあり、それが子供の心の負担になっている現状もあります。広島県でもまだ調査の段階ですので、すぐには難しいかもしれませんが、これからは不登校の子供たちの将来が希望あるものになるように支える仕組みをもっと深く考えなければならないと思っております。

それらのことについて、教育長がどのように考えられているかお聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） この不登校問題でございますが、私は原則的には学校の保健室、そして、場合によって、学校によって言い方は若干違いますが、心の相談室等を居場所として考えてはおりますが、先ほど議員御指摘のようにフリースクールというものが非常に最近話題になっております。私も現場の校長を長らくさせてもらいますが、経験させていただきましたが、その間にフリースクールなるものに行き、子供が元気になり復帰したということも体験しておりますので、これからはそのフリースクールも子供の選択肢の一つとして考えていっていいのではなかろうかと考えております。国、県がどのように考えていくかを注視しながら、一緒に考えていってみたいというように思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） ありがとうございます。

教育長、前向きに取り組んでほしいと思っております。

実は、最近でしたが報道の中で、高知県の子ども食堂がテレビに出てました。3年間運営してみて、実は貧困家庭の子供たちだけではなくて、子供の居場所として子供たちがそこに通ってくるんだということもお聞きしております。そして、この問題は、親も子も一緒なのかな、子供に対して、親が学校へ行くもんだというふうに責め立てますと家にもいられないというのかな、行き場所がないというように追い込むのは僕は避けていきたいなと思っておりますので、今後ともこの問題に関して、そして全ての子供たちが個人として認められ、その将来を描けるように支えていく仕組みを熊野町として取り組んでいただくようお願いして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で竹爪議員の質問を終わります。

続いて、2番、福垣内議員の発言を許します。福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 2番、福垣内邦治でございます。通告書に基づき、私からは2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、高齢ドライバーに対する安全対策に関する内容を質問いたします。全国各地で高齢ドライバーの認知機能低下による運転ミス、突然の発病などを原因とした重大事故が発生しております。そのたびに免許返納を促進すべきとの考え方が新聞、テレビのニュース等に散見されます。しかしながら、熊野町におきましては、地理的な特性から、車なしでの生活は大変不便な生活を強いられることは言うまでもありません。

重大事故が起こってからでは遅いと心配もあるところです。利便性と安全性とのバランスをとるためには、自動車への後づけ安全装置の装着などは現実的な解決方法一つだと考えます。

つきましては、高齢者の免許証の早期返納に対する町のお考え及び後づけ安全装置などの購入補助を検討されているかどうかをお聞きしたいと思います。

続いて、2点目にキャッシュレス決済推進の動きに関しまして質問いたします。

経済産業省においては、キャッシュレス、消費者還元事業を今回の消費税増税に伴い、本年10月より予定されています。支払い方法がふえ、世の中が便利になっていく、数パーセントかの割り引きも得られる、大変結構なことではございますが、高齢者にとどまらず、スマホ等の情報端末操作を不得手とする方々は、そのメリットを享受しにくいように思います。国、商工会等、各方面において、さまざまな対応が検討されているようですが、実際に消費者となる町民の方の中には、クレジットカードの支払い、交通系電子マネーの支払い経験はあっても、電子決済サービスとは何ぞやといった方も多いと思われまます。

また、消費税増税時の一時的な騒ぎの中で、詐欺、悪質な勧誘などがふえることも予想されます。町といたしまして、何か住民に対する啓蒙活動、教育活動等を実施する予定などはございますでしょうか。町のお考え、準備されています対策などをお聞かせください。

以上、2点に関しまして御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 福垣内議員の2つの御質問、高齢ドライバーの安全対策についてと情報化・IT化への対策についての御質問にお答えします。

まず、高齢ドライバーの安全対策についてでございますが、近年、高齢ドライバーによる交通事故は増加傾向にあり、憂慮すべき状況であることから、高い関心を持って、その対策を注視しておるところでございます。

次に、情報化・IT化への対策についてでございますが、キャッシュレス決済の利用やスマートフォンの普及が、高齢者の間でも広がっていると考えております。スマートフォンは多くの情報を収集できることから、公民館事業で使い方の講習も開催しておりますが、販売店の協力を得て実施しておりまして、職員のITアドバイザーの育成ではなく、引き続き、外部講師等での対応を考えております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（時光） 福垣内議員の2つの御質問に詳細にお答えします。

まず、1番目の高齢ドライバーの安全対策についてでございますが、高齢ドライバーによる交通事故は増加傾向にあり、社会的にも大きな問題となっております。メディアでも多くの重大な事故が取り上げられ、加害者になる前にと運転免許証を自主返納される方も増加しています。

こうしたことから運転免許証の返納を推進するため、タクシー券の交付などの優遇措置やアクセルとブレーキの踏み間違いを防ぐための安全装置の取り付けに対する補助を行っている市町村もあります。

本町では、現在のところ、優遇措置や補助は考えておりませんが、運転免許証の返納者というくくりではなく、高齢者等、交通弱者を対象とした全体の外出支援を行うため、お出かけ号を運行しているところがございます。

免許証返納に関する啓発につきましても、現在のところ行っておりませんが、県の安全運転お助けサイトに、運転免許証を返納した方への事業所による割引サービス等が掲載されておりますので、町のホームページからリンクするなど、サービスの紹介を

行いたいと考えております。

次に、2番目の情報化・IT化の対策についての御質問でございますが、現金を持ち歩くことなく、また、支払いの際に現金を数える必要がないことから、キャッシュレス決済は、高齢者の間でも広がっています。実際に身近なところでは、バスや電車、コンビニエンスストアの電子マネーなど、日々の生活の中で利用は多くなっていると感じております。

また、高齢者のスマートフォンの普及率は年々増加傾向にありますが、スマートフォンを使ったキャッシュレス決済につきましては、利用の目的や利用方法など、個人差があり、また、高齢者自身が自分で管理できる方法を選択することが望ましいと思いますので、町の推進に向けた対応につきましては、慎重に検討する必要があると考えております。

また、スマートフォンは、多くの情報を得ることができることから、避難時や災害発生時における情報収集にも、とても有効なアイテムであると考えております。高齢者の中には、スマートフォンに変えることに不安をもちいらっしゃる方もいらっしゃることから、公民館の事業として、海田警察と合同で、詐欺被害防止の呼びかけと初歩的な利用方法の講習会を行っており、今後も実施したいと考えております。

また、講習の開催に当たっては、現在、販売店などに無料で講師をお願いしております。通常業務に加え、災害対応などの業務も増加している中で、若手職員の負担増を考慮しますと、職員のITアドバイザーの育成ではなく、今後も必要があれば販売店への依頼等で対応したいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） ありがとうございました。

一つ目の質問に関しまして、高齢者の免許返納と申しましても一律に年齢で区切ることができるものではございません。認知症であることが判明したときは、免許の取り消し等の対象になるとの規定が道路交通法にございますが、それだけでは実際に事故の危険性を十分に減らせているとは思えません。役場において、御家族の方からの相談を受ける窓口等は設置されておりますでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

〇高齢者支援課長（西村） 高齢者の皆さんを保険、医療、福祉など、さまざまな面から総合的に支えるための相談窓口といたしまして、高齢者支援課内にお年寄りの総合相談窓口を設置しております。また、町は令和元年6月27日、海田警察と認知症高齢者等の支援に係る相互連携に関する協定書を締結いたしております。今後、後期高齢者の増加に伴いまして、認知症高齢者の数も増加し、認知症高齢者がかかわる交通事故等もふえてくると思われます。認知症高齢者の支援を効果的に行うために警察と連携が必要な場合には、本人、または御家族の同意に基づきまして、適切な支援へつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 福垣内議員。

〇2番（福垣内） 町内タクシー会社等が免許返納者に対して優遇措置を行っているようにもお聞きしております。

その他の業者に対しましても、優遇措置等の協力要請等を行っていく予定はございますでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 西川地域振興課長。

〇地域振興課長（西川） 免許返納者に対する優遇措置は先ほど民生部長が答弁しましたように広島県のホームページ、交通安全お助けサイトに取りまとめられております。その中で、全県的な優遇措置と各市町別の優遇措置がまとめられておりまして、熊野町では、タクシー業者2社が運賃の1割引きと町内の一部地域の限定で、団地方面になりますけれども、スーパーの宅配サービスの年会費や配送料等の優遇措置が実施されております。

これらは、民間事業者が自主的に優遇措置を実施されていたり、広島県警察のほうが民間事業者を訪問して優遇措置等の協力要請をされたことによるものでございます。

町としては、まだそういう協力要請はいたしておりませんが、その協力要請につきましては、広島県、また広島県警と連携しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 民間業者から優遇措置等の協力が得られた場合になるんですが、先ほどにありましたようにネットだけではなく、ネット以外にも予算措置を大きく必要としない対応からのスタートをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西川地域振興課長。

~~~~~○~~~~~

○地域振興課長（西川） 民間事業者から優遇措置等の協力が得られましたら、そういった情報は住民にとりましては有益な情報と考えます。よって、広報等でも周知をしてみたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 安全装置の購入補助も難しいとの話でしたが、費用対効果の面ですぐれた製品も出てきているようですので、他市町村での補助実施でも研究調査をさせていただきたい点をお願いいたしまして、私の1点目の質問を終わりたいと思います。

続いて、2つ目の質問に関してですが、キャッシュレス、消費者還元事業の中心的な役割をスマホ、スマートフォンが担うことになると思うのですが、町職員の機器の所有率は高いと思うのですが、現在、役場内外でスマホ、タブレット端末、SNS利用などを業務の効率化のためにどの程度利用されているかを教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） スマホ、タブレット等、タブレット端末等の所有率ですけれども、これ実際に職員がどれだけ持っているかというふうな調査をしておりませんので、所有率についてはよくわかりません。現在、業務の効率化を目的とした利用等は町としては行っておりません。ただし、SNSではございませんけれども、災害時の避難所開設や体制整備等の班員への連絡ということで、個人的にラインを使って連絡をしたりというふうな使い方をされているようです。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~  
○2番（福垣内） 今の御答弁の中にも、職員間では利用されているとあったんですが、例えば、先日、先週になりますけれども、町内一斉清掃、川掃除ですね、これ、金曜日の段階でしたかで、町内放送で時間なり、時期が延期されたということがありました。また、警報発令時にも町内放送プラスホームページの掲載などよりも通信アプリ、例えばですけれどもライン等の一斉送信のほうがはるかに効率よく、大勢の町民の方に周知できると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~  
○危機管理課長（花岡） ラインの一斉送信についてでございますが、防災における情報発信におきましても、一度に大勢の方々に発信できる通信アプリの活用は魅力的です。しかし、ラインを活用するためには多くの方々に登録していただかなければなりません。また、高齢者などのスマートフォン等の普及率にも問題があると思われま。この点で現在進めております防災情報の発信においても一つの課題としておりますので、共通の課題として引き続き検討してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~  
○2番（福垣内） 民生部長の御答弁にもありましたけれども、住民、特に高齢者を対象

とした公民館等での講習会というものは有意義であると思いますので、引き続き実施をお願いしたいと思います。

また、住民に限らず、今後はさまざまな場面で職員さんが情報発信等のためにスマートフォンを利用する機会はどんどんふえてくると思います。こうしたことから職員個々の電子機器使用に関するスキルアップを行うことは町にとっても大切になってくると考えます。答弁は結構です。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で福垣内議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第5、報告第5号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第5号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきまして御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の4指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、当町の全ての会計で赤字額が存在しませんので、この比率は算定されません。実質公債費比率は7.1%、将来負担比率は8.5%でございます。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、当町の水道事業・下水道事業ともに、資金不足額がございませんので、この比率についても算定されません。

以上、いずれの指標も基準を下回っていることから、当町の財政状況は良好な状態であると認めていただいております。

ここに監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第6、報告第6号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第6号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況につきまして御説明申し上げます。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、経営状況を説明するもので、お手元にお配りしております別紙のとおりでございます。

概要といたしましては、まず本年度の事業計画では、榊莫山展、やなせたかし展、佐藤芙蓉コレクション寄贈展、筆の里ありがたいの絵てがみ大賞優秀作品展、広島市立大学連携展などの展示事業を初めとする各事業の内容及び収支予算を掲載しております。

次に、平成30年度の事業報告では、町が委託している指定管理等の執行状況のほか、竹久夢二の詩と画の世界、アートたけし展、町制施行100周年を記念して筆が奏でる琳派の美などの事業報告に基づき、15ページに続き、15ページ以降に非営利事業、熊野筆ブランド推進事業の決算関係の資料を掲載しております。

経営状況でございますが、非営利事業の経常収益が2億1,420万2,834円、経常費用が2億793万9,000円余りとなっております。

以上で、提出いたしました経営状況を説明する書類の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第7、報告第7号、専決処分した損害賠償の額の報告について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第7号、専決処分した損害賠償の額の報告について報告理由を御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償の額の報告につきましては、令和元年6月14日に職員が、公用車で役場庁舎の橋から県道瀬野呉線に合流する際、呉地方面から直進してきた町内在住者が運転する車に接触し、損害を負わせたものでございます。

この事故により、自動車修理に要した費用の8万4,155円について、損害賠償額として示談が成立したことから、町長の専決処分事項の指定について、第2号の規定により専決処分したものでございます。

ここに、御報告申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第8、議案第43号、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第43号、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員に対して支給する給与及び費用弁償の基準に関し、必要な事項を定めるものでございます。

臨時・非常勤職員につきましては、従来から各地方公共団体によって任用や勤務条件等に関する取り扱いがさまざまでしたが、会計年度任用職員制度の創設により、統一的な取り扱いを定め、臨時・非常勤職員の適切な運用を確保しようとするも

のでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 議案第43号、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案の詳細につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料1をごらんください。

1、提案理由でございますが臨時的任用職員及び特別職非常勤職員につきましては、適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月に施行されることに伴い、パートタイム会計年度任用職員の給与や費用弁償等に関して条例を制定するものでございます。

続きまして、2、提案の背景でございますが、これまで各地方公共団体によりさまざまな法的根拠で任用されてきました非常勤職員は、会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用となります。

会計年度任用職員とは、一の会計年度、年度を超えない範囲で任用される職員であり、本町の非常勤職員につきましても、法令で定められた特別職非常勤職員を除き、原則として本制度へ移行するものでございます。

制度導入のイメージをごらんください。現行では、任用根拠が臨時的任用職員と特別職非常勤職員とに分かれておりましたが、来年4月からは任用条件が厳格化され、該当する臨時・非常勤職員につきましては、会計年度任用職員に移行するものでございます。

続きまして、3の主な制度内容をごらんください。

(1)の目的についてでございますが、第1条では、本条例が地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する、一般職員より勤務時間の短いパートタイムで任用される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

続きまして(2)会計年度任用職員の給与に関することでございますが、第2条では、会計年度任用職員の給与につきましては、報酬及び期末手当とし、常勤職員との権衡、

その職務の特殊性を考慮して支給するとともに、表にありますとおり、日額、月額、時間額の区分ごとに支給可能な報酬の上限額を定めるものでございます。

また、会計年度任用職員には、基本となる報酬のほかに、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する報酬を支給することを定めるものでございます。

次のページをごらんください。

続きまして（３）各種報酬の支給に関するところでございますが、第３条から第６条までにつきましては、各種手当を一般の職員の支給の例により、報酬として支給することを定めるものでございます。

続きまして（４）の期末手当に関するところでございますが、第７条では、これまでは対象外となっておりました期末手当につきまして、常勤の職員の例により、定めるものでございます。具体的には、６月１日及び１２月１日を基準日とし、それぞれ在職する職員に対しまして、報酬の月額に１００分の１３０を乗じて得た額に、在職期間割合を乗じて支給するものでございます。

なお、国の基準に準じて、１週間当たりの通常の勤務時間が１５時間３０分未満の職員には、期末手当の支給対象外とすることを別途規則により定めるものでございます。

続きまして（５）報酬の支給に関するところでございますが、第８条といたしまして、報酬の支給は、月の１日から末日までを計算期間とし、月の途中で職員になった場合や、月の途中で退職または死亡した場合及び、月額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員につきまして、日割りによって計算した額を支給することを定めるものでございます。

続きまして（６）１時間当たりの報酬の算出に関するところでございますが、第９条では、時間外勤務手当などの支給の基礎となる、１時間当たりの報酬につきまして、月額による報酬の場合、日額による報酬の場合、時間額による報酬の場合それぞれの計算方法について、定めるものでございます。

続きまして（７）報酬の減額に関するところでございますが、第１０条では、会計年度任用職員が、年次有給休暇や特別休暇など正規な理由を除き、定められた時間に勤務しない場合には、勤務しない時間に応じて報酬額を減額することを定めるものでございます。

続きまして（８）通勤に係る費用弁償に関するところでございますが、第１１条では、

常勤職員の通勤手当の例により1月当たりの通勤回数を考慮して支給することを定めるものでございます。

続きまして(9)出張に係る費用弁償に関することですが、第12条では、会計年度任用職員が公務のための旅行をする場合に支払われます費用弁償につきまして、常勤職員の例により、旅費を支給することを定めるものでございます。

(10)委任に関することですが、第13条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めることを定めたものでございます。

最後に4、施行期日ですが、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番(沖田) この会計年度任用職員が公務のために出張する場合なんですが、具体的にお聞きしたいので教えていただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長(堀野) 出張に関しましては、今まで臨時職員さんが出張というのは余り考えられないと思うんですが、具体的に今度、会計年度任用職員になって、必要があれば、出張に行ってくださいというふうなことはありますけれども、通常的にはないのではないかなと今のところは思います。

この条例には費用弁償を払わないといけない状況が発生したときに、これに基づいて支払うということにしますけれども、今の雇用形態、臨時さんの仕事というふうに考えたときに、具体的にどういうものがあるかというのはちょっとまだ今想定はできてない状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 今までも、ですから臨時職員が出張するという事はなかったということですね。具体的にお伺いしたいというのが、ここにもありますけれども、特別職の非常勤職員、臨時的任用職員ということで、さまざまな業務のお手伝いをされているのだと思うんですけれども、こういった場合が想定されるのか、今のお答えでは通常ではないだろうということ受けておいてよろしいんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 済みません。事務的補助の臨時職員というふうな捉え方で私、先ほど答弁したんですけれども、各種委員さんあたりであれば視察とかというふうなことも以前はありました。今はほとんどないんですけれども、そういうふうな旅費というふうな捉え方をすることはございました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 一般業務に従事する者の時間額が1,400円ということでございますが、広島県の最低賃金なんですけど、871円ということで、この1,400円というのは余りにも差があるということで、これは高過ぎるように一般的には思うんですが、執行部のほうはどのように考えておってでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 一般に従事する者の時間外単価1,400円ですけども、これは現在、資格を持って臨時的に雇用している形態がありまして、現在の最高額という形で、今回のこの金額のほうは入れさせていただいております。最低賃金のほうは、今、事務補助の臨時さんは850円ですけども、これはまた上げていくという、最低賃金

を下回れば上げていくということになります。こちらのほうにある1,400円はあくまで上限として考えるところでございますので、まず最低賃金がどんどんどんどん上がっていったら、これに近づけば、また上限額も変えるということはあるんですけども、当分はこの上限額でいくというふうな形になると思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにありませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第43号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第9、議案第44号、熊野町森林環境基金条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第44号、熊野町森林環境基金条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

平成31年度の税制改正において、森林が有する地球温暖化防止・災害防止や国土保全といった公益的機能の恩恵を受けるには、適切な森林整備を進めていくことが重要になるため、森林環境譲与税が創設されました。

本町におきましても、所有者不明の森林が増加し、管理が十分になされていない状況があるため、森林台帳を整備し、適切な管理を促していきたいと考えておりますが、

今年度の譲与額での事業実施は難しいことから、基金を設置し、今後数年間で一定程度を積み立てした上で、事業の実施をしていくことを考えております。

詳細につきましては、都市整備課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福嶋都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（福嶋） 議案第44号、熊野町森林環境基金条例案の詳細について御説明を申し上げます。

資料2をごらんください。

まず、基金についてでございますが、森林整備や木材振興等に要する経費に充てることを目的としており、基金の原資については森林環境譲与税となります。

森林環境譲与税は、森林が有する公益的機能の恩恵を受けるために、適切な森林管理・整備を進めることを目的とし、平成31年度の税制改正において創設されたもので、人口、森林面積、林業就業者数に応じ、譲与税と同時に創設をされた森林環境税を各自治体で案分した額が交付され、今年度の本町への交付額は128万7,000円が予定されております。

今後は、段階的に増額をされ、現時点での試算とはなりますが、令和15年度以降は434万3,000円が交付される見込みでございます。

この森林環境税は、令和6年度から町県民税の均等割に、1,000円を上乗せし賦課徴収をされるものでございますが、平成26年度から令和5年度までの10年間は、東日本大震災の復興に要する費用として、町県民税の均等割に1,000円が上乗せされているため、納税者の負担に変更はありません。

今後の事業予定でございますが、現時点での具体的なものはございませんが、所有者不明等により管理がなされていない森林が存在していることから、所有者の確認を行うことで、森林台帳を整備し、所有者に対し適切な管理を促していきたいと考えております。また、私有地の森林であっても、レッドゾーンやイエローゾーンに指定をされ、個人での管理が困難と認められる場合には、災害対策として間伐等の森林整備を行うことで、災害に強い森林整備を行っていきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第44号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第10、議案第45号、熊野町消防団員の定員、任免、  
服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第45号、熊野町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一  
部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る  
ための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、地方公務員法の一部が改正され、  
成年被後見人及び被保佐人に関する欠格条項が削除されたことから、熊野町消防団員  
においても、その欠格条項を削除するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質問なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第45号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより、日程第11、議案第46号、熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第46号、熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、住民票及びマイナンバーカード等へ旧氏を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 立花住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長(立花) 議案第46号、熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案の詳細につ

いて、御説明申し上げます。

住民基本台帳法施行令などの改正に伴い、旧氏、いわゆる旧姓で印鑑登録、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とする改正を行うものであります。

それでは、お手元の資料4をごらんください。

女性活躍推進の観点から近年、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするため、住民基本台帳法施行令が改正され令和元年11月5日から、申請をした方に限り住民票や個人番号カードに旧氏を現在の氏と併記する取り扱いが開始されることとなりました。

旧氏とは、過去に称していた氏であって、その方の戸籍、または除かれた戸籍に記載、または記録がされているものになります。

これに伴い、住民票や個人番号カードのほかに、印鑑登録証明書にも旧氏併記が必要な場合も考えられることから、旧氏を併記する申請をした方の印鑑登録証明書にも旧氏を併記ができるように改正するものでございます。

この改正により、婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏をマイナンバーカードなどに併記し、公証することができるようになるため、旧氏を契約などさまざまな場面で活用することや、就職や職場等での身分証明に資することができるものと考えております。施行期日につきましては、令和元年11月5日となっております。

熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案の説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第46号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第12、議案第47号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第47号、災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、関係する条文の変更を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、法改正に伴う条例の引用条項の変更及び災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための審査委員会の設置について、条例に明文化するものでございます。御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番(沖田) この支給審査委員会というのは、どういった方たちで構成されるのか伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長(西岡) こちらの審査委員会でございます。熊野町災害弔慰金等支給審査

委員会設置要綱がございまして、そちらのほうに委員の組織といたしまして、学識経験者、放送関係者、そのほか町長が必要とみとめる者となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） それは今から人選するということでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） 人選は今からということでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 他にございませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより、議案第47号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日はこれをもって延会とし、明日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ありがとうございます。

それでは、これをもって延会といたします。

お疲れさまでございました。

(延会 16時07分)